

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 子ども・子育て新制度のポイント	2
3 計画の期間	3
4 計画の法的根拠と位置づけ	3
5 計画の対象	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計からみる湖西市の子ども・子育ての現状	5
2 アンケート結果の結果概要	15
第3章 計画の基本理念	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系	34
第4章 施策の展開（必須記載項目）	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 教育・保育の量の見込み	35
3 地域子ども・子育て支援事業	37
4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	42
第5章 行動計画（任意記載項目）※次世代育成支援行動計画を踏襲	43
1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり	43
2 子どもと親の健康を守るまちづくり	53
3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり	61
4 安心して子どもを育てられるまちづくり	69
第6章 推進体制	73
1 市民及び関係団体等との連携による推進	73
2 計画の周知の推進	73
3 計画の進行管理	73

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、合計特殊出生率¹には若干の増加が見られるものの、出生数は減少を続けており、一層の少子・高齢化が進んでいます。それに加えて経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増え、共働き世帯も増加し、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の住民から子育てに関する助言や指導が受けられず、不安や困難を抱える保護者も増加しています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取組を進めてきました。平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置後は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を進めてきており、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益²」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市においても、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 22 年度に「湖西市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、保護者だけではなく、行政と地域が協働して子育て支援を行う環境の整備に取り組んできましたが、子ども・子育てを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

¹ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産むと推計される平均のこども数を表す。

² 子どもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」に於いて基本原則として掲げられた考え方。参考：児童の権利条約（平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号）第 3 条 1. 「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

2 子ども・子育て新制度のポイント

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

■認定区分と提供施設

	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上		3号認定 3歳未満
対象となる子ども	保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり（教育のニーズあり）	保育の必要性あり（教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用できる施設	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認可保育園 認定こども園 ※地域型保育事業 		<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業

※地域型保育事業は、原則として3歳未満児を対象とした事業であるが、利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、あるいは保育園の定員に空きがない場合など、地域の保育の整備状況にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合は3歳以上児も利用できる。

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要

新制度のもとでは新たな給付が創設され、従来統一されていなかった認定こども園、幼稚園、保育園の給付体系が「施設型給付」として一本化されます。また、「地域型保育給付」を創設し、小規模保育や家庭的保育などを市町村による認可事業とすることで、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ることを目的としています。

地域子ども・子育て支援事業については、新規事業の「利用者支援」の創設や、放課後児童クラブの対象学年の拡大が定められるなど、より充実が図られています。

■給付・事業の全体像

【子ども・子育て支援給付】

■施設型給付

- 認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付

※私立保育園については、現行どおり、市町村が保育園に委託費を払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

■児童手当

【地域子ども・子育て支援事業】

(太字は新規事業)

- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健診事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

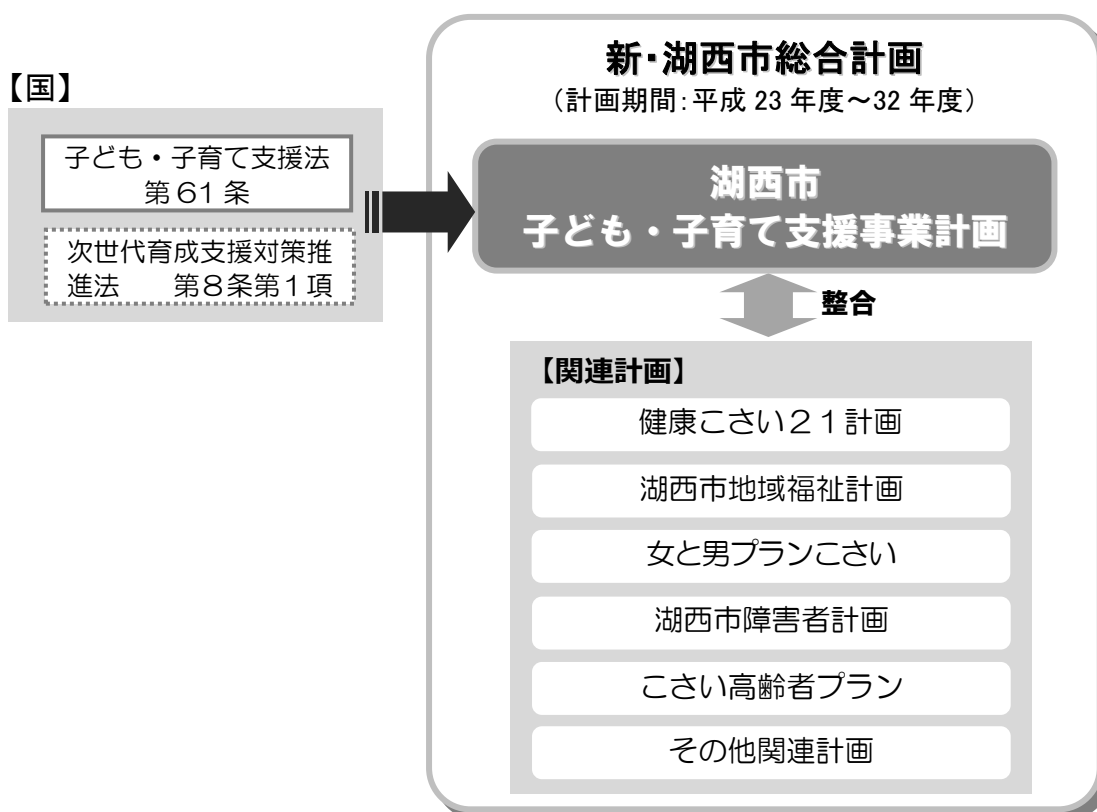
3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。「次世代育成支援行動計画」とは関わりが深いため、その基本的な方向性や該当する取組について継承していきます。計画最終年度までに計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。



4 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本市の最上位計画である「新・湖西市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

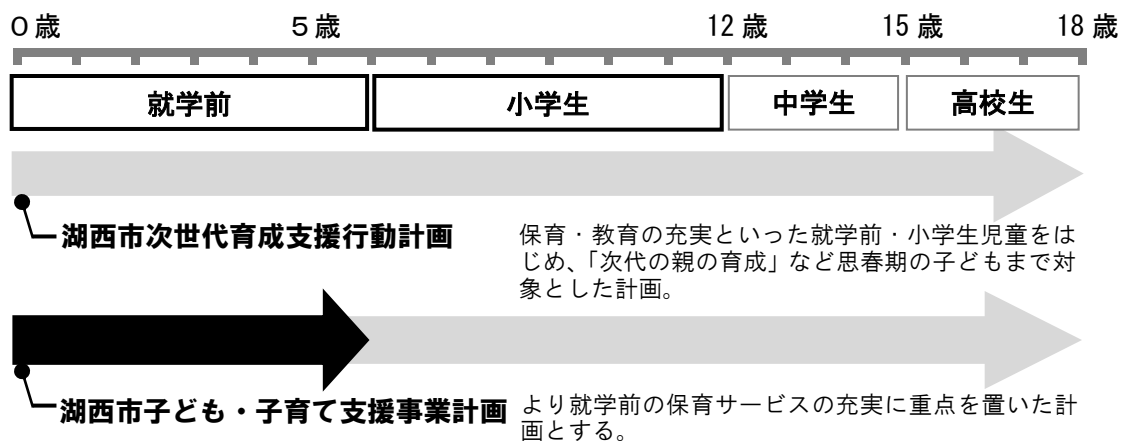


5 計画の対象

本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、全ての市民及び団体を対象とします。

なお、次世代育成支援行動計画においては、対象となる「子ども」の年齢を18歳未満としていましたが、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

■次世代育成支援行動計画と本計画の対象の違い



※放課後児童健全育成事業の対象となることから、小学生児童も対象となる。また、要保護児童への支援なども充実していく必要があるから、必ずしも就学前児童だけに限定した計画ではない。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

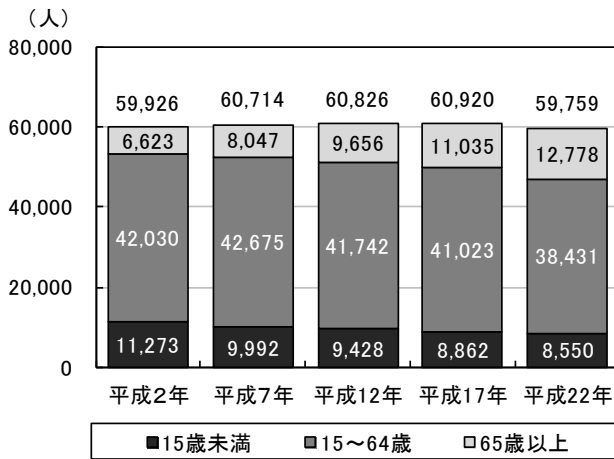
1 統計からみる湖西市の子ども・子育ての現状

(1) 人口の状況

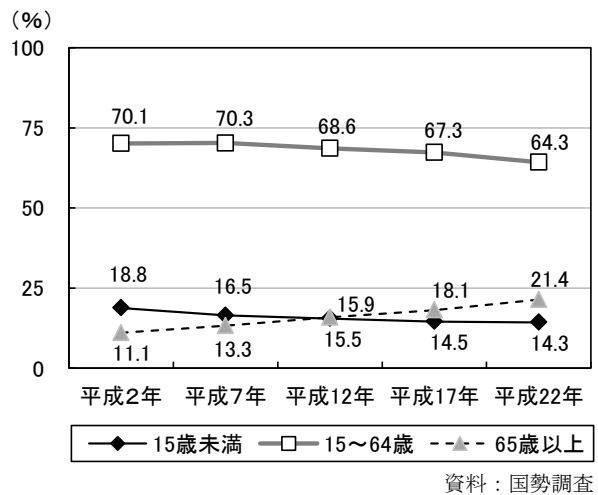
年齢3区分別人口の推移をみると、平成2年から平成17年までは増加しているものの、以降は減少に転じています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成12年に年少（15歳未満）人口と高齢（65歳以上）人口の割合が逆転しており、以降も年少人口は減少し、高齢人口は増加し続けています。

0～11歳の児童人口の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて減少しており、平成26年以降の推計でもその流れを継承していくものと予想しています。本計画の開始年である平成27年から最終年の平成31年までには、約300人減少する見込みとなっています。

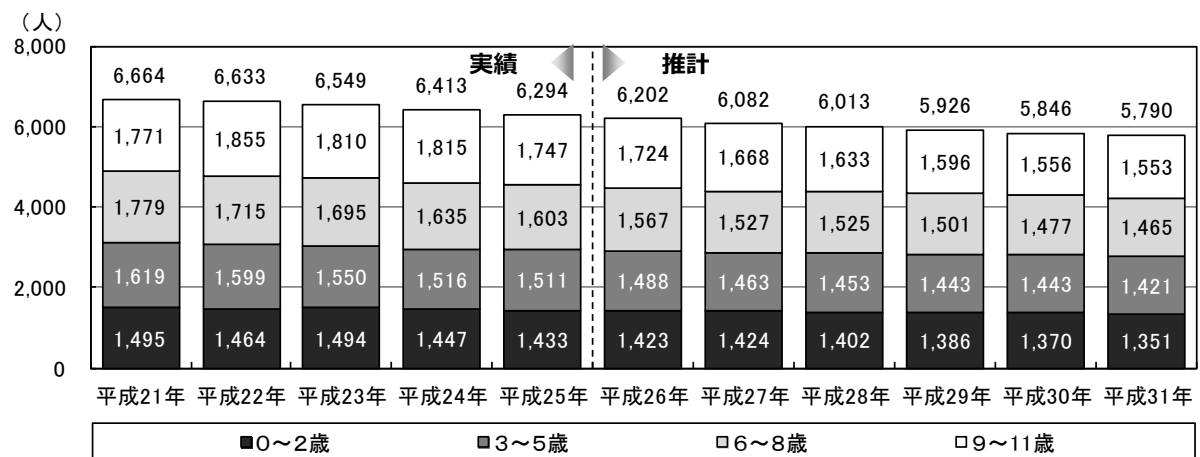
■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



■児童(0～11歳)人口の推移と推計



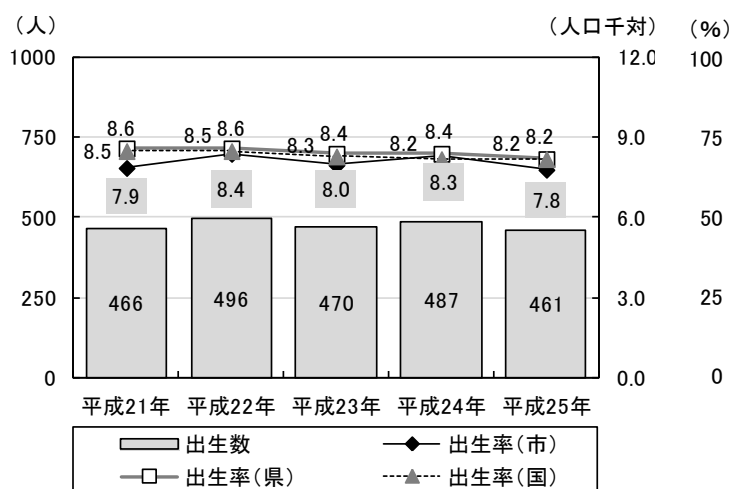
(2) 出生の状況

出生数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて増減しており、横ばい状態となっています。出生率も同様の傾向を示しており、国・県と比較すると若干低い値となっています。

母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて20～24歳の割合が減少しています。一方で30～34歳の増加割合が大きくなっており、晩婚化や女性の社会進出、医療技術の進歩を背景に、出産年齢が高齢化していることが伺えます。

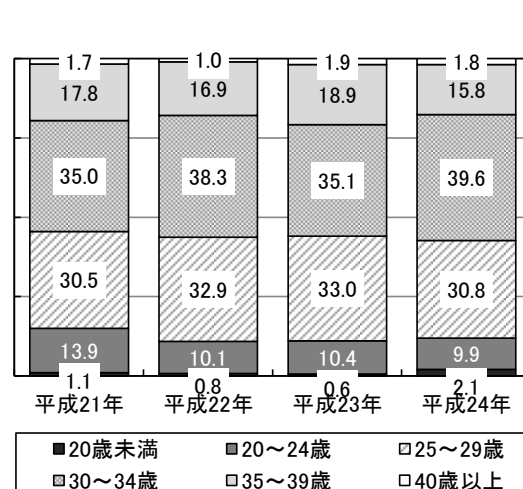
また、平成20年から平成24年の5年間の合計特殊出生率は1.54となっており、全国の1.38、静岡県の1.53と比べると高くなっています。

■ 出生数・出生率の推移



資料：人口動態統計

■ 母親の年齢別出生割合



資料：人口動態統計

■ 湖西市の合計特殊出生率(平成20年～24年)

分類	合計特殊出生率 (平成20年～24年)
湖西市	1.54
全国	1.38
静岡県	1.53

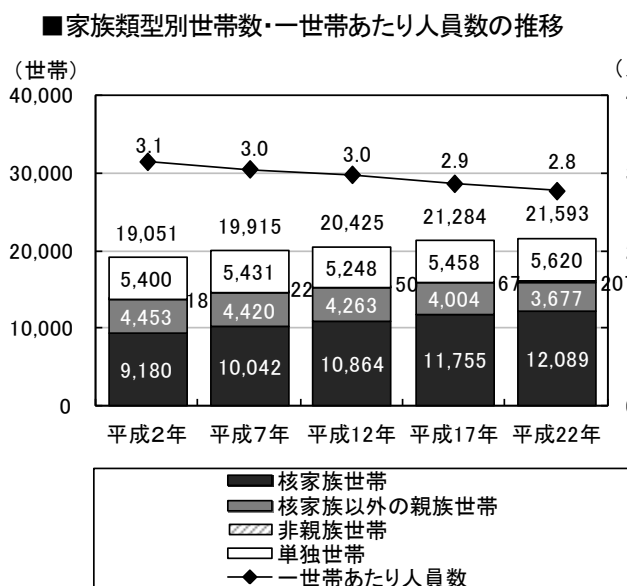
資料：人口動態保健所・市町村別統計

※出生率は、1年間の出生数と総人口から割り出された数値で、人口1,000人に対してその年に生まれた子どもの人数を表しています。また、合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産むと推計される平均の子ども数を表しています。

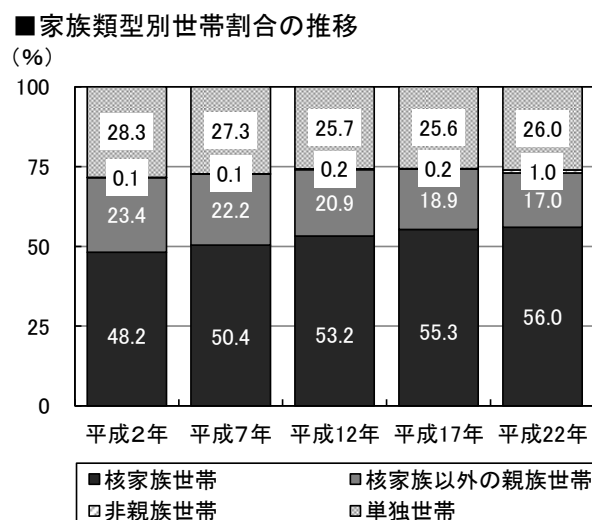
(3) 世帯の状況

家族類型別世帯数の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、核家族世帯数、単独世帯数が増加しています。総世帯数が増加している一方で、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模の縮小化が進んでいることが伺えます。

家族類型別世帯割合の推移をみると、核家族世帯の割合が約半数を占めており、増加傾向となっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

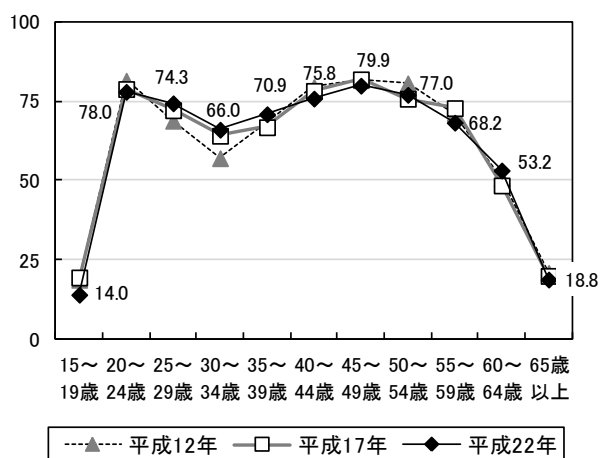


(4) 女性の就業の状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて結婚・出産などにより離職し、その後復職する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。平成12年、平成17年と比較すると、M字の谷の部分が上がってきているものの、未婚・有配偶を比較すると、20歳代後半から30歳代前半にかけて約40ポイントの乖離が出ており、未だ結婚・出産を機に離職する女性が多いことが伺えます。

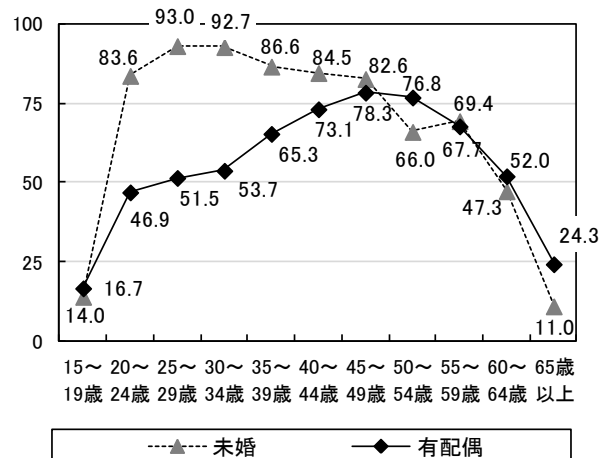
国・県と比較すると、国よりは高い値となっており、県とほぼ同値となっています。

(%) ■女性の労働力率(H12・H17・H22 比較)



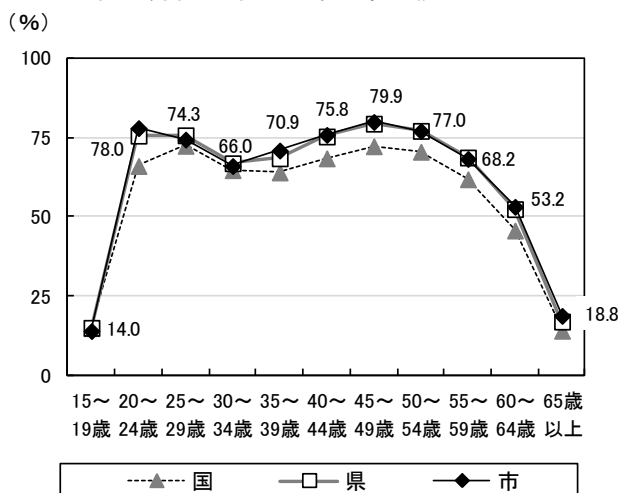
資料：国勢調査

(%) ■女性の労働力率(H22 未婚・有配偶比較)



資料：国勢調査

■女性の労働力率(H22 国・県比較)



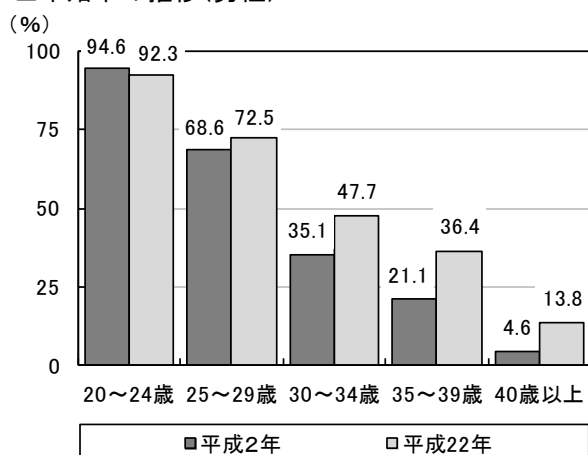
資料：国勢調査

(5) 結婚の状況

未婚率の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、男女ともに30歳代以降の未婚率が大幅に増加しており、特に女性の35～39歳で増加割合が高くなっています。

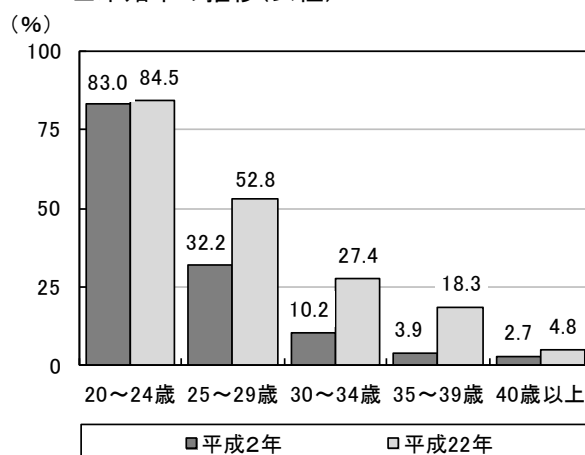
平均初婚年齢の推移をみると、男女ともに大きな変化はないものの緩やかに上昇傾向となっており、男性では平成18年から平成24年にかけて0.9歳、女性では1.1歳年齢が高くなっています。

■未婚率の推移(男性)



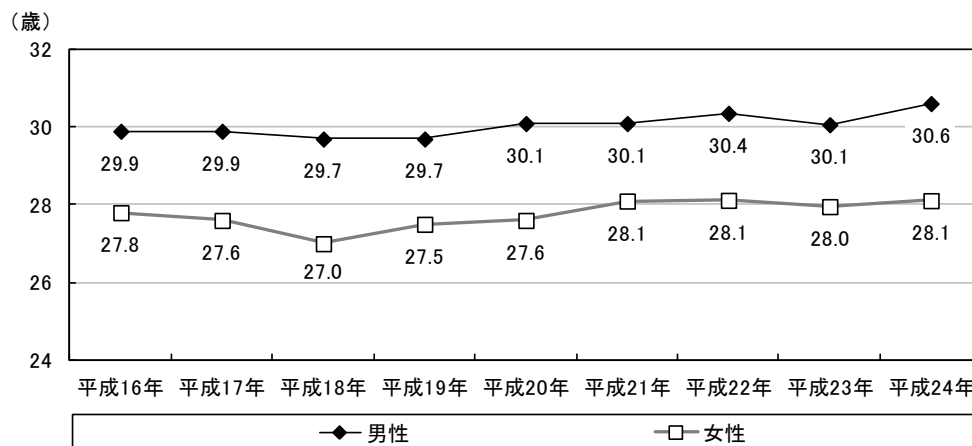
資料：国勢調査

■未婚率の推移(女性)



資料：国勢調査

■平均初婚年齢の推移



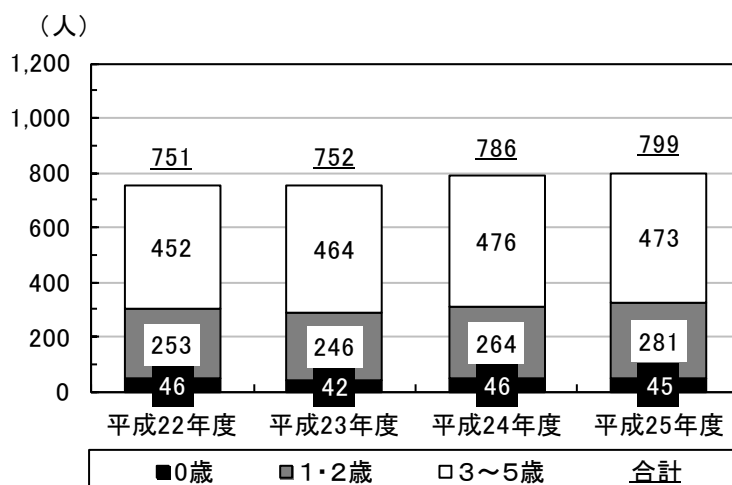
資料：静岡県人口動態統計

(6) 保育園・幼稚園の状況

① 保育園

保育園の利用実績は、平成25年度に認可外保育園1園が認可保育園へ移行したこと及び、認定こども園1園が創設された影響もあり、平成22年度から平成25年度にかけて48人の増加となっています。

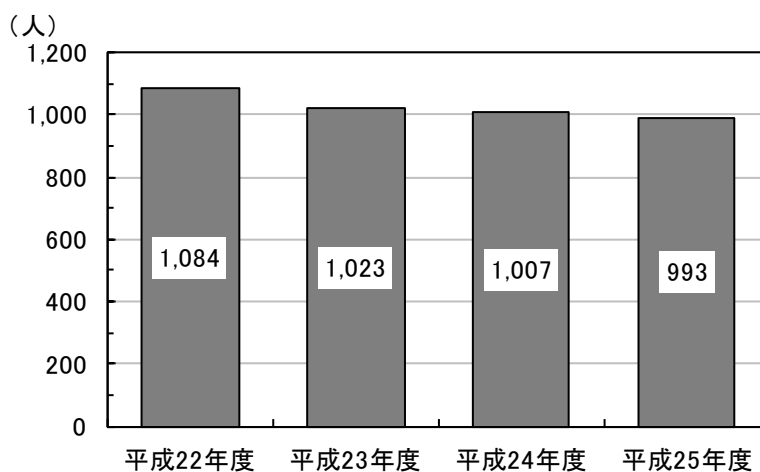
■ 利用実績の推移



② 幼稚園

幼稚園の利用実績は、平成22年度から平成23年度にかけて61人の減少があり、それ以降は毎年緩やかに減少しています。平成22年度から平成25年度にかけては91人の減少となっています。

■ 利用実績の推移

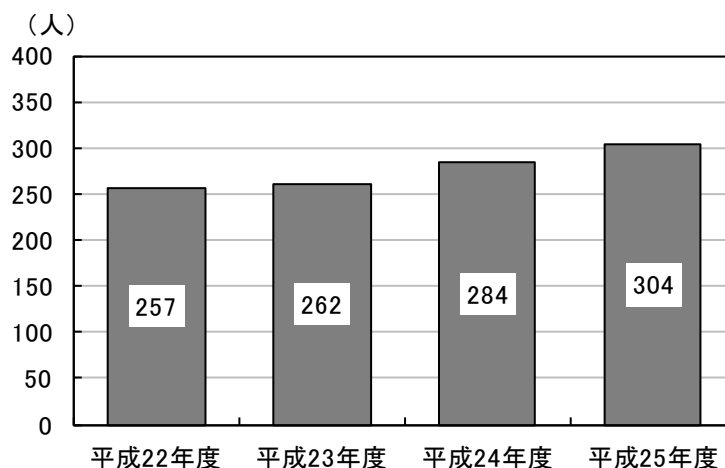


(7) 子育て支援サービスの利用状況

① 延長保育

延長保育の利用実績は、年々増加傾向にあり、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて 47 人の増加となっています。

■ 利用実績の推移

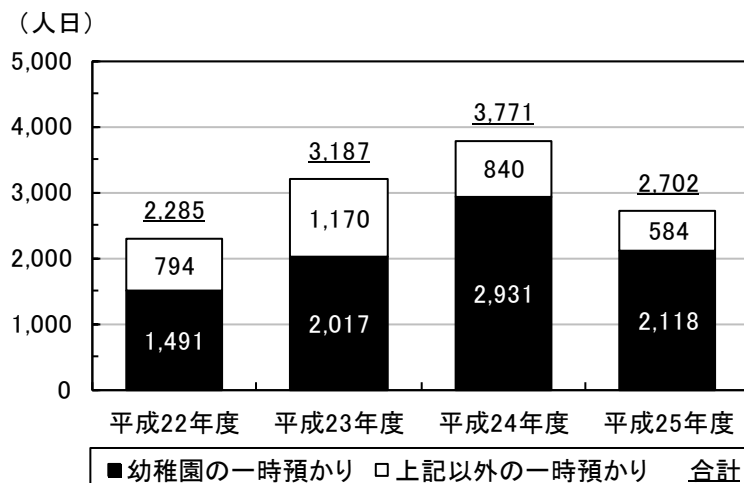


② 一時預かり事業

一時預かり事業の利用実績は、幼稚園の一時預かりについては、平成 22 年度は 1 園、平成 23 年度は 2 園、平成 24 年度からは 3 園で実施しているため、年々利用者が増加しており、平成 22 年度から平成 24 年度にかけては 1,440 人の増加となっています。しかし、平成 24 年度から平成 25 年度にかけては減少しており、813 人の減少となっています。

幼稚園以外の一時預かりについては、保育園で専用の部屋を設けず入園児童と同じ保育室で実施しているため、入園児童の状況により利用人数が増減しており、平成 25 年度では 584 人となっています。

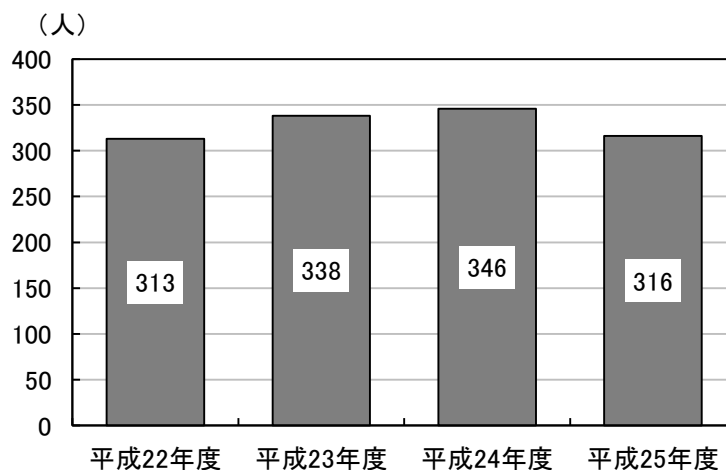
■ 利用実績の推移



③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の利用実績は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて 33 人増加し、平成 24 年度から平成 25 年度では 30 人減少しています。

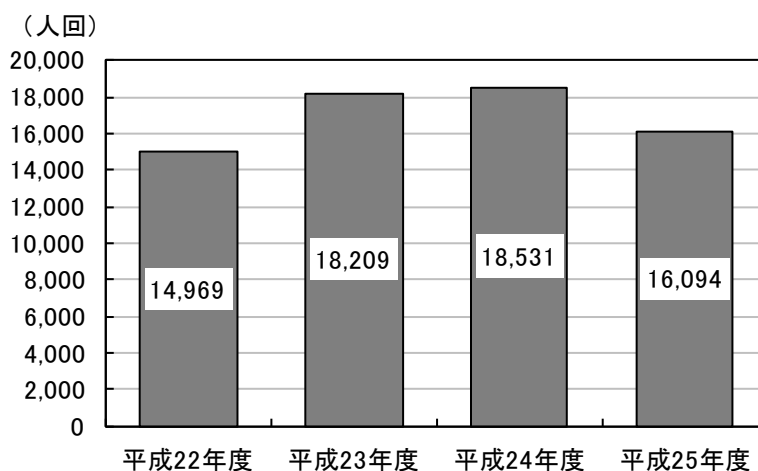
■利用実績(年間平均登録者数)の推移



④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて 3,562 人増加し、平成 24 年度から平成 25 年度では 2,437 人減少しています。

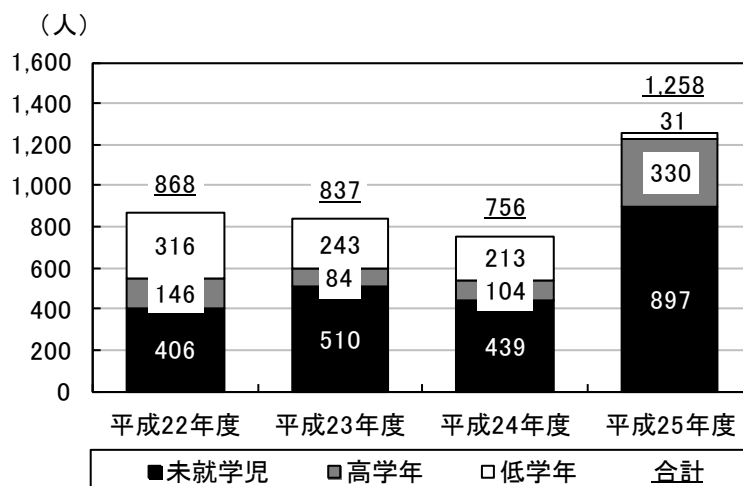
■利用実績の推移(子育て支援センター年間利用児童数及びにこにこ広場年間利用児童数)



⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、平成22年度から平成24年度にかけては減少傾向にありましたが、平成24年度から平成25年度にかけては502人の増加となっています。

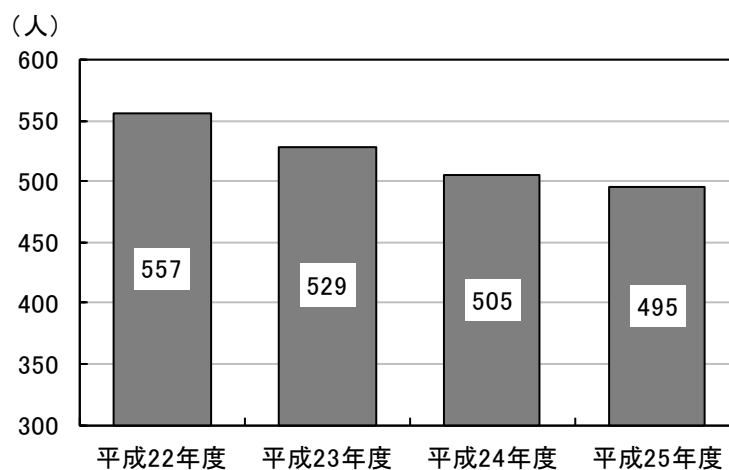
■利用実績の推移



⑥妊婦健診事業

妊婦健診事業の利用実績は、年々減少傾向にあり、平成22年度から平成25年度にかけて62人減少しています。

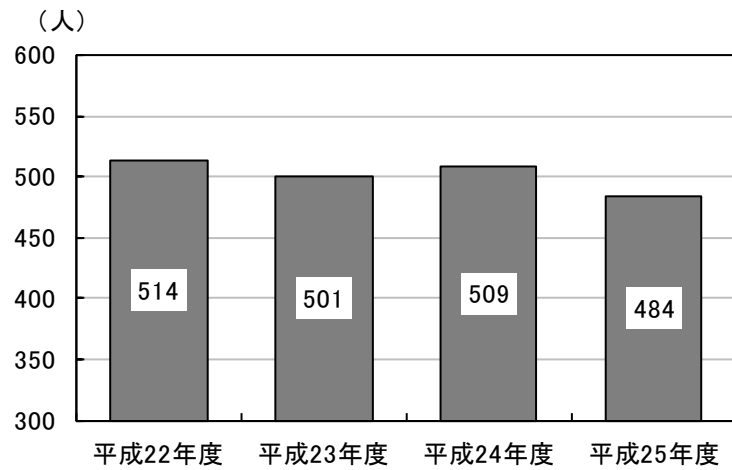
■利用実績の推移



⑦乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問の利用実績は、年々減少傾向にあり、平成22年度から平成25年度にかけて30人減少しています。

■利用実績の推移



2 アンケート結果の結果概要

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、保育ニーズや湖西市の子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

②調査概要

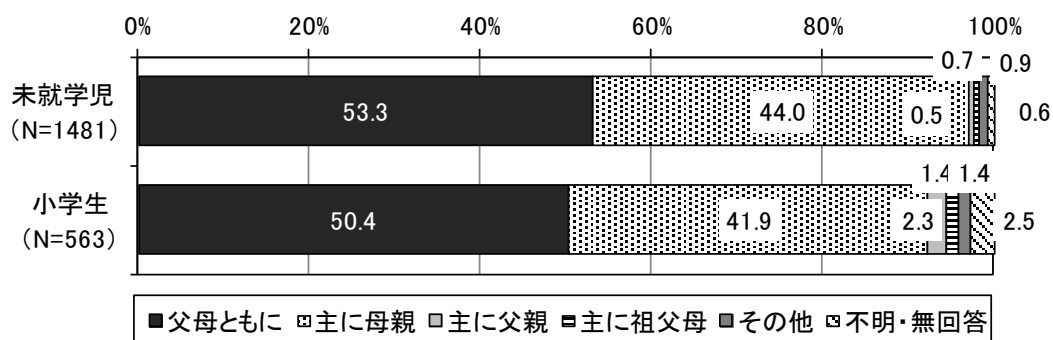
- ・調査地域：湖西市内全域
- ・調査対象者：未就学児を養育する保護者（未就学児調査）
小学生（1年生～6年生）を養育する保護者（小学生調査）
現在妊娠中の方（妊婦調査）
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査期間：平成26年1月17日（金）～平成26年1月28日（火）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未就学児	2,395	1,481	61.8%
小学生	1,000	563	56.3%
妊婦	80	39	48.8%
合計	3,475	2,083	59.9%

(2) アンケート調査の結果概要

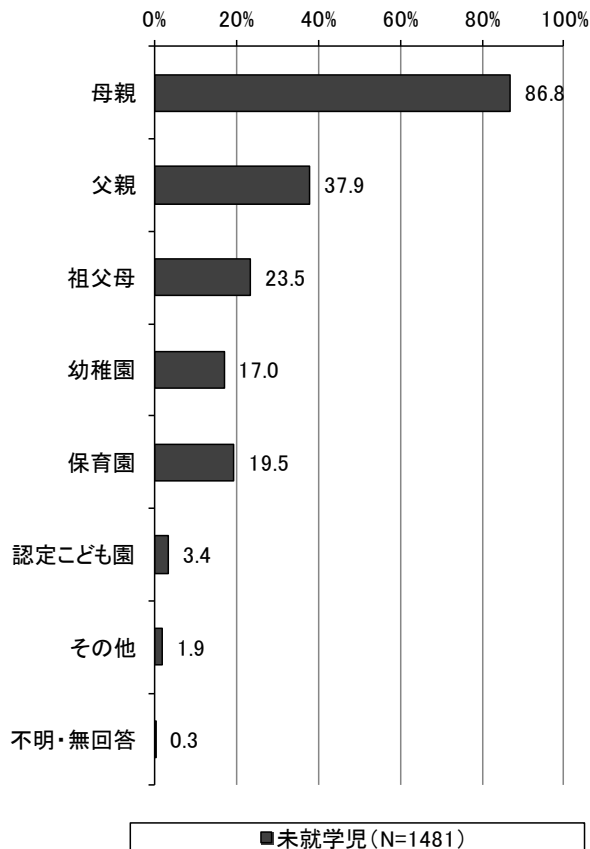
①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が未就学児で 53.3%、小学生で 50.4%と最も高く、次いで、「主に母親」が未就学児で 44.0%、小学生で 41.9%となっています。



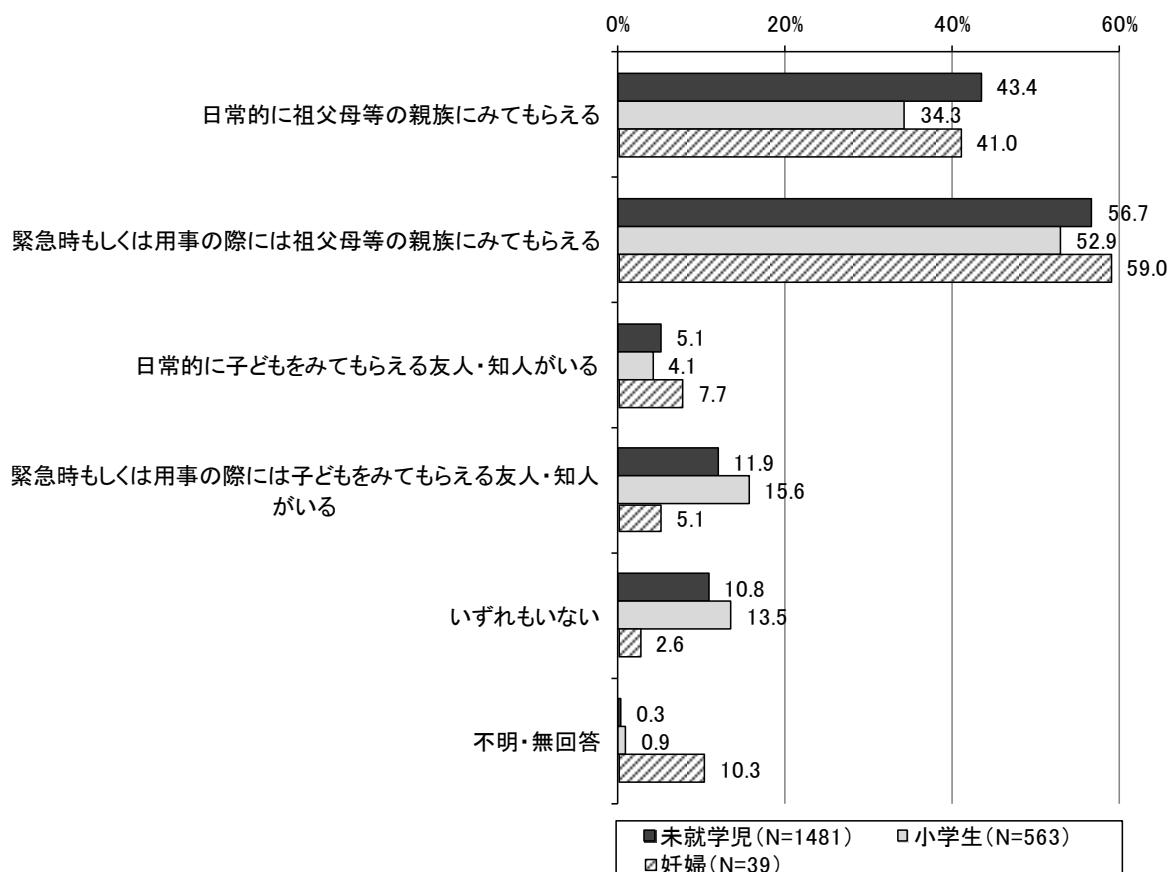
②子育てに日常的に関わっている方〈複数回答〉

子育てに日常的に関わっている方についてみると、「母親」が 86.8%と最も高く、次いで「父親」が 37.9%となっています。



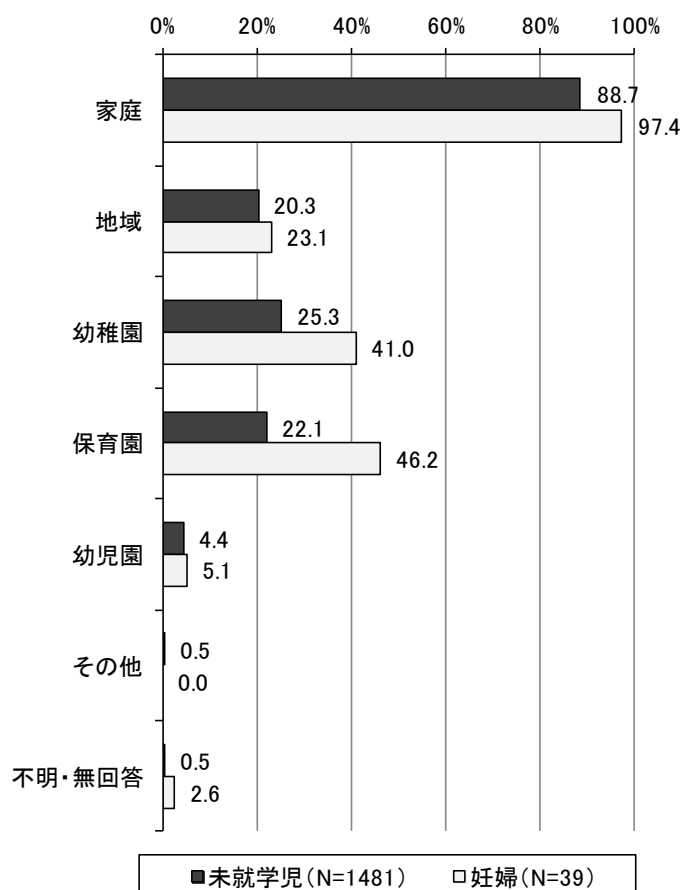
③日頃／出産後、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、あるいは出産後の、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、未就学児では56.7%、小学生では52.9%、妊婦では59.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ43.4%、34.3%、41.0%となっています。



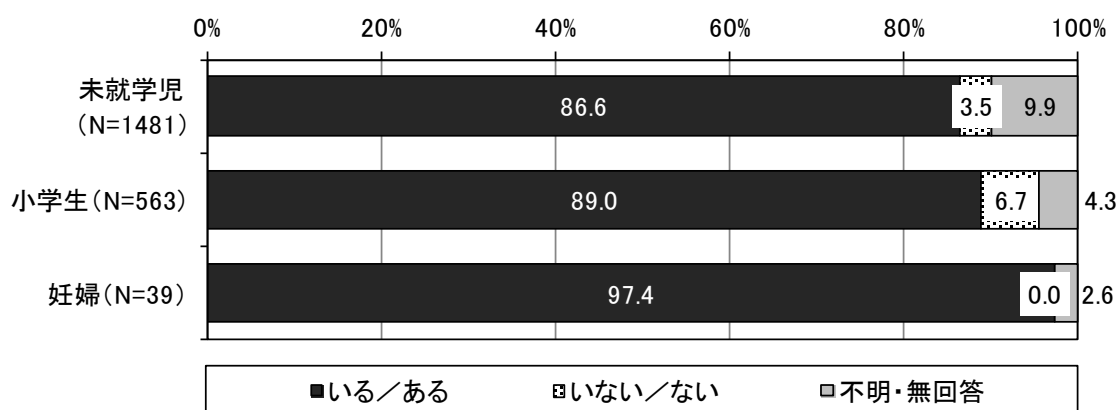
④子育てに最も影響すると思われる環境〈複数回答〉

子育てに最も影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が最も高く、未就学児で88.7%、妊婦で97.4%となっています。次いで、未就学児では、「幼稚園」25.3%、「保育園」22.1%となっており、妊婦では、「保育園」46.2%、「幼稚園」41.0%となっています。



⑤子育て/妊娠・出産についての相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉

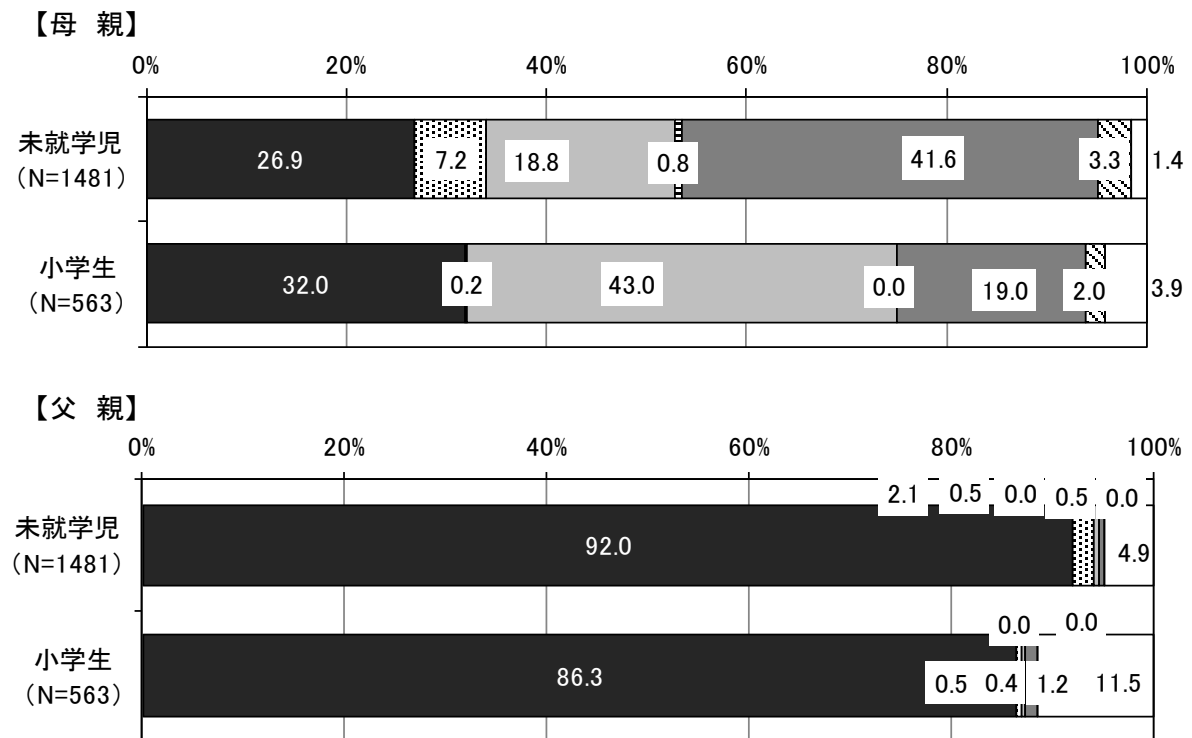
子育て、あるいは妊娠・出産についての相談相手や相談できる場所の有無についてみると、「いる／ある」が未就学児で86.6%、小学生で89.0%、妊婦で97.4%となっています。



⑥保護者の就労状況〈単数回答〉

保護者の就労状況についてみると、未就学児の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」41.6%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.9%となっています。一方、小学生の母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」43.0%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.0%となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が未就学児で92.0%、小学生で86.3%と最も高くなっています。

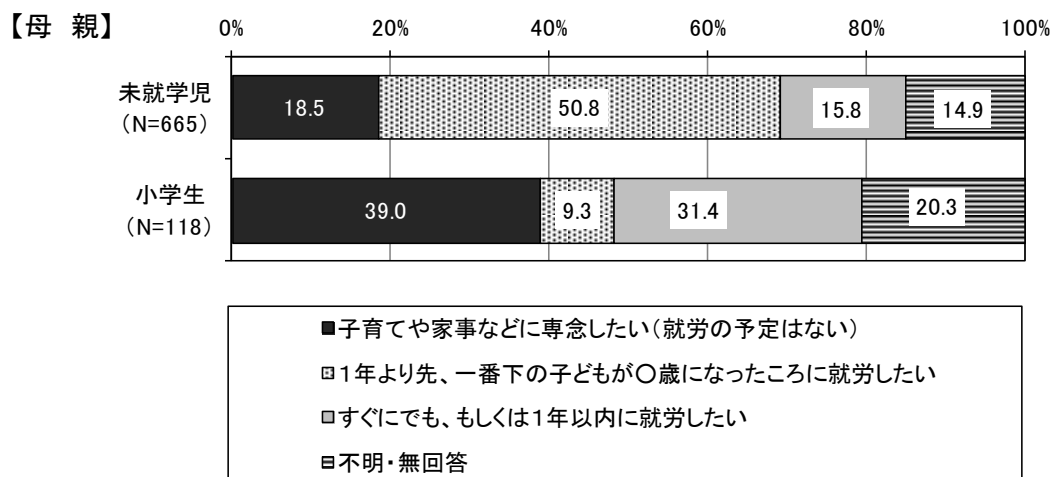


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▣これまで就労したことがない
- 不明・無回答

* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
 * 「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

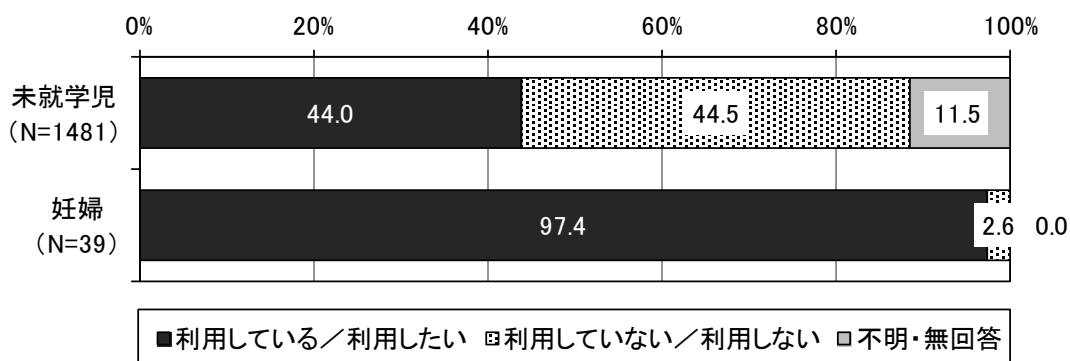
⑦現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、未就学児の母親では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が50.8%で最も高くなっています。小学生の母親では「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」(39.0%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(31.4%)の割合が高くなっています。



⑧定期的な教育・保育事業の利用の有無／利用希望〈単数回答〉

定期的な教育・保育事業の利用の有無、あるいは利用希望についてみると、未就学児では、「利用している」と「利用していない」がほぼ同じ割合となっています。一方、妊婦では、97.4%が「利用したい」と最も高くなっています。

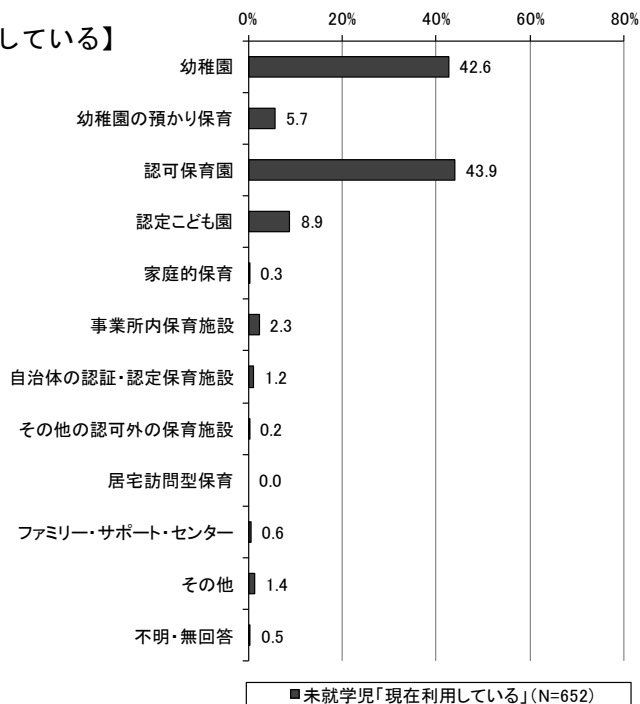


*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育園など、P21「◎平日に利用している/利用したい教育・保育事業」に示す事業が含まれる。

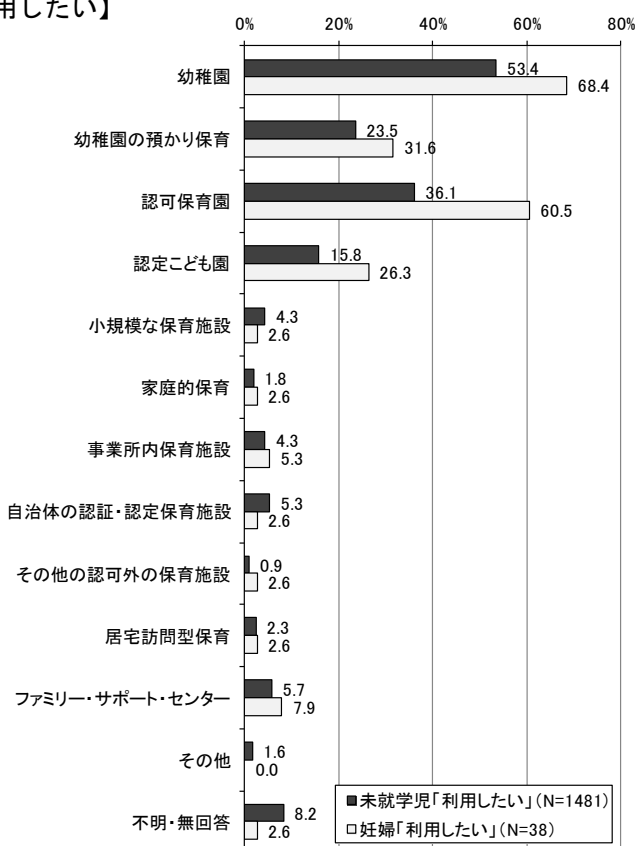
⑨平日に利用している／利用したい教育・保育事業〈複数回答〉

平日に利用している、あるいは利用したい教育・保育事業についてみると、未就学児の現在では、「認可保育園」が43.9%、「幼稚園」が42.6%と高くなっています。一方、利用希望においても、未就学児、妊婦ともに「幼稚園」（それぞれ53.4%、68.4%）、「認可保育園」（36.1%、60.5%）の割合が高くなっていますが、「幼稚園の預かり保育」（23.5%、31.6%）、「認定こども園」（15.8%、26.3%）も比較的高くなっています。

【未就学児：現在利用している】

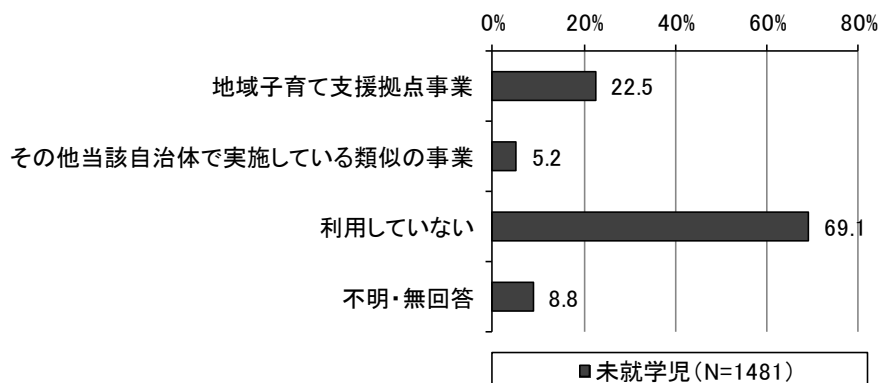


【未就学児・妊婦：利用したい】



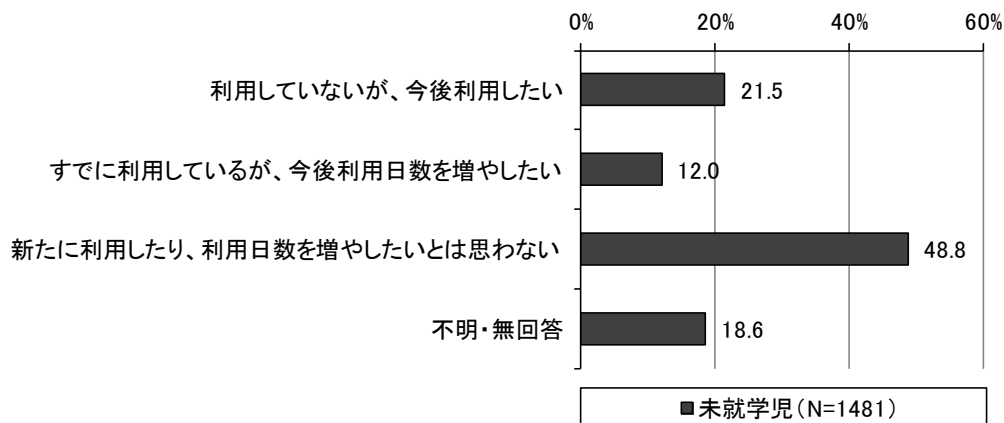
⑩現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が69.1%と高くなっており、「地域子育て支援拠点事業」は22.5%、「その他湖西市で実施している類似の事業」は5.2%と低くなっています。



⑪地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

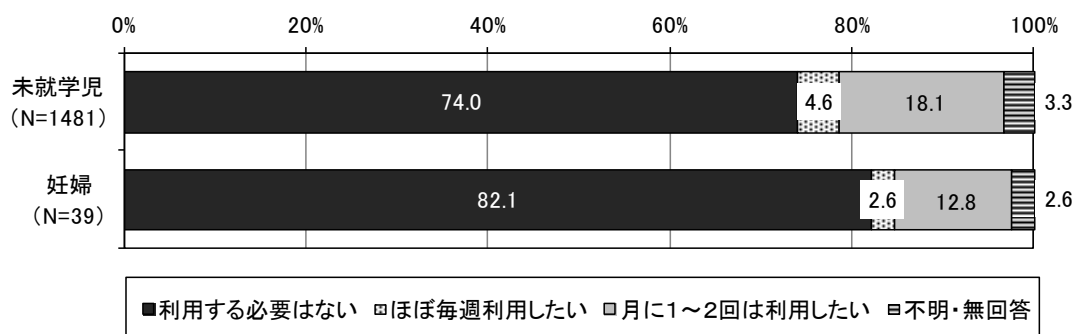
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が48.8%と最も高くなっています。



⑫土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

(一時的な利用は除く)〈単数回答〉

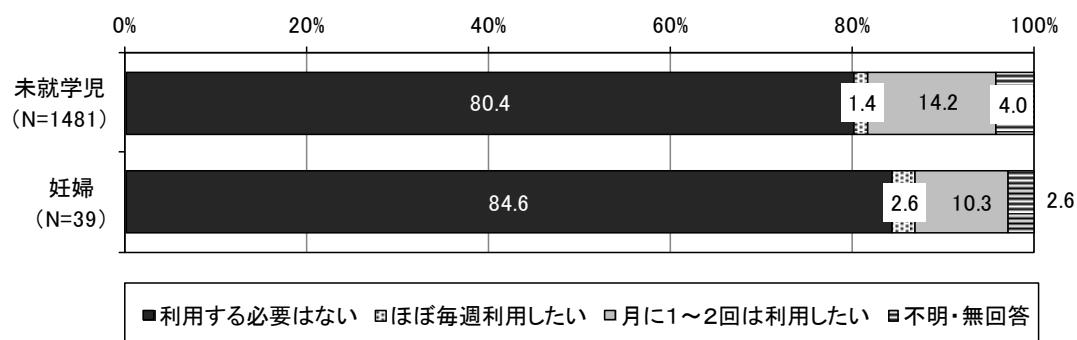
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、未就学児、妊婦ともに、「利用する必要はない」が最も高く、それぞれ74.0%、82.1%となっています。



⑬日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

(一時的な利用は除く)〈単数回答〉

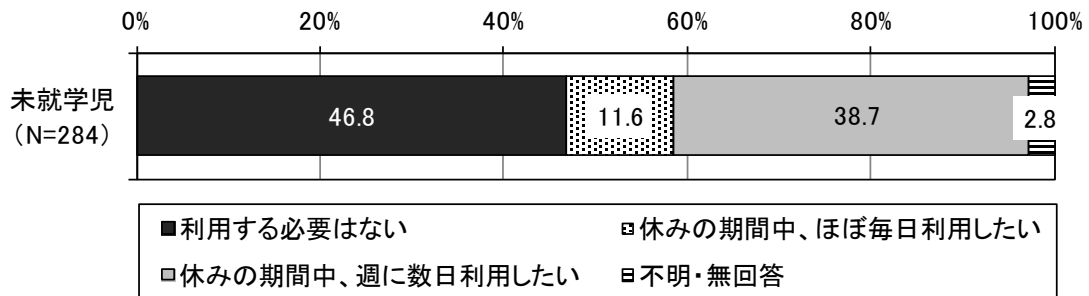
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、未就学児、妊婦ともに、「利用する必要はない」が最も高く、それぞれ80.4%、84.6%となっています。



幼稚園を利用されている方

**⑭夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望
〈単数回答〉**

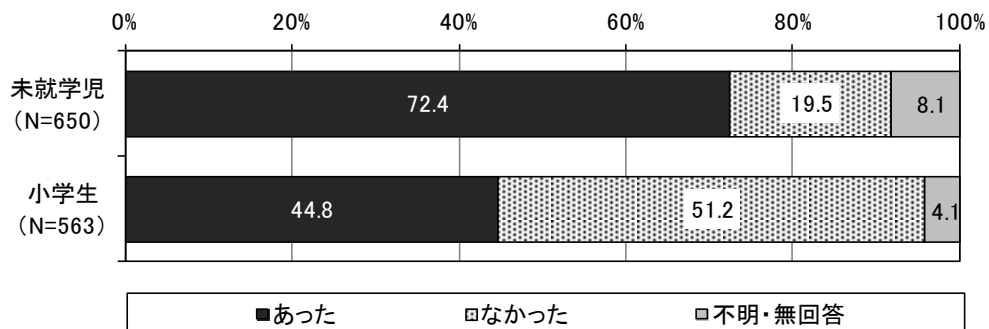
幼稚園を利用している方の、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が46.8%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が38.7%となっています。



**⑮この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった
(小学生は学校を休まなければならなかった)ことの有無〈単数回答〉**

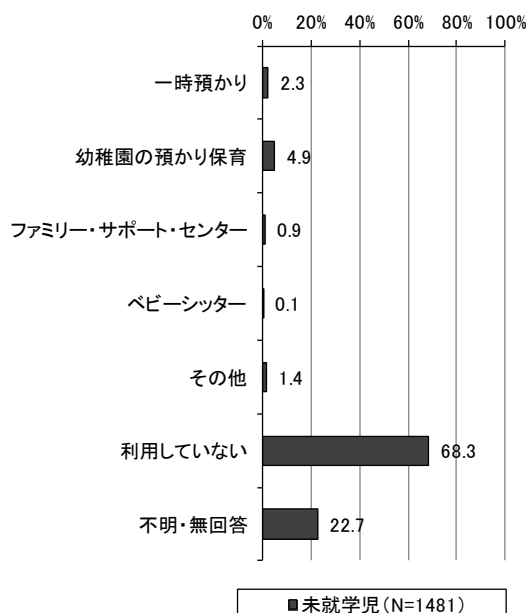
病気やケガで通常の事業を利用できなかったことや、学校を休まなければならなかった経験の有無についてみると、「あった」が未就学児で72.4%、小学生で44.8%となっています。

【未就学児（平日の教育・保育事業を利用する方）・小学生】



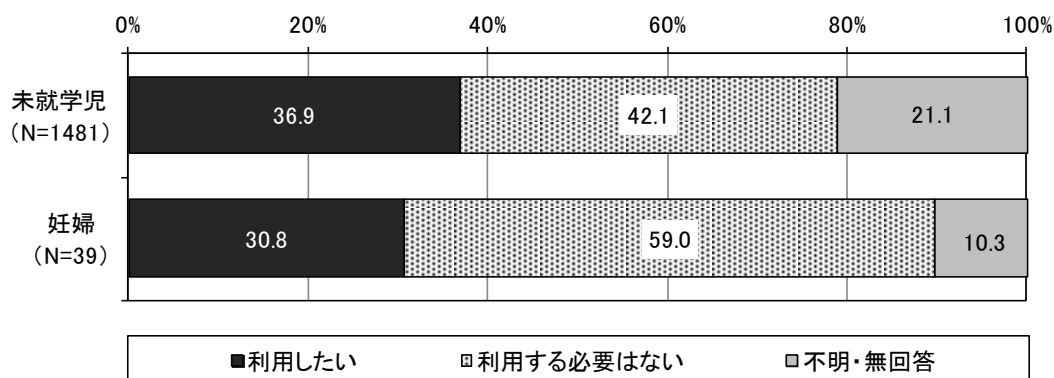
⑩日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業〈複数回答〉

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業の有無についてみると、「利用していない」が68.3%と最も高くなっています。



⑪私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用したいか〈単数回答〉

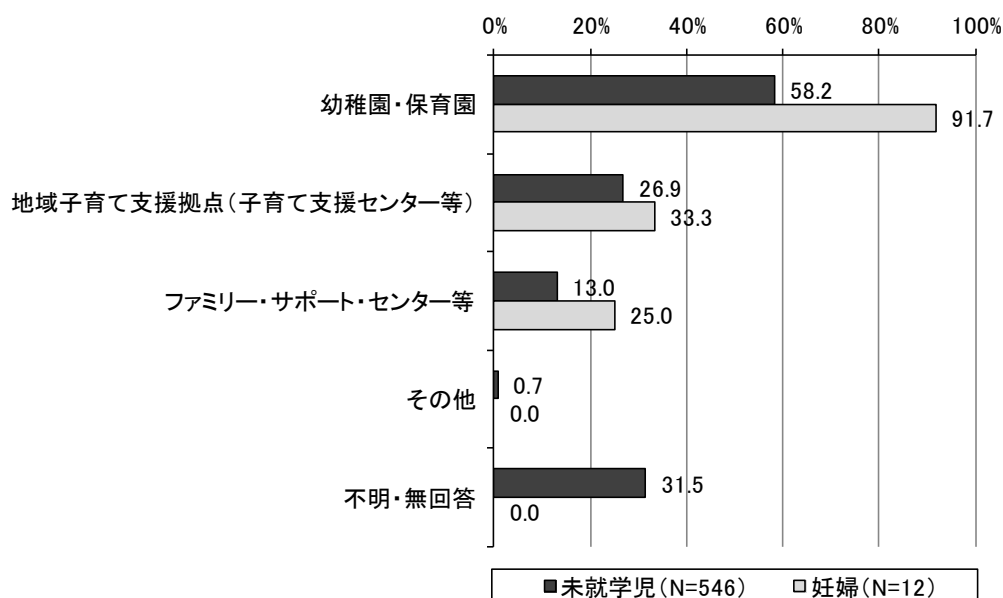
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用したいかについてみると、「利用する必要はない」が未就学児で42.1%、妊婦で59.0%となっており、「利用したい」を上回っています。



「利用したい」を選んだ方

⑱希望する事業形態〈複数回答〉

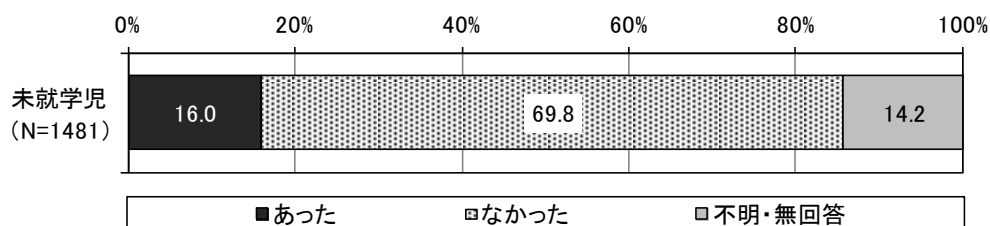
利用したい方の子どもを預ける場合の望ましい事業形態についてみると、未就学児、妊婦ともに「幼稚園・保育園」が最も高く、それぞれ58.2%、91.7%となっています。



⑲この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無〈単数回答〉

この1年間に、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無については、「なかった」が69.8%と高くなっています。

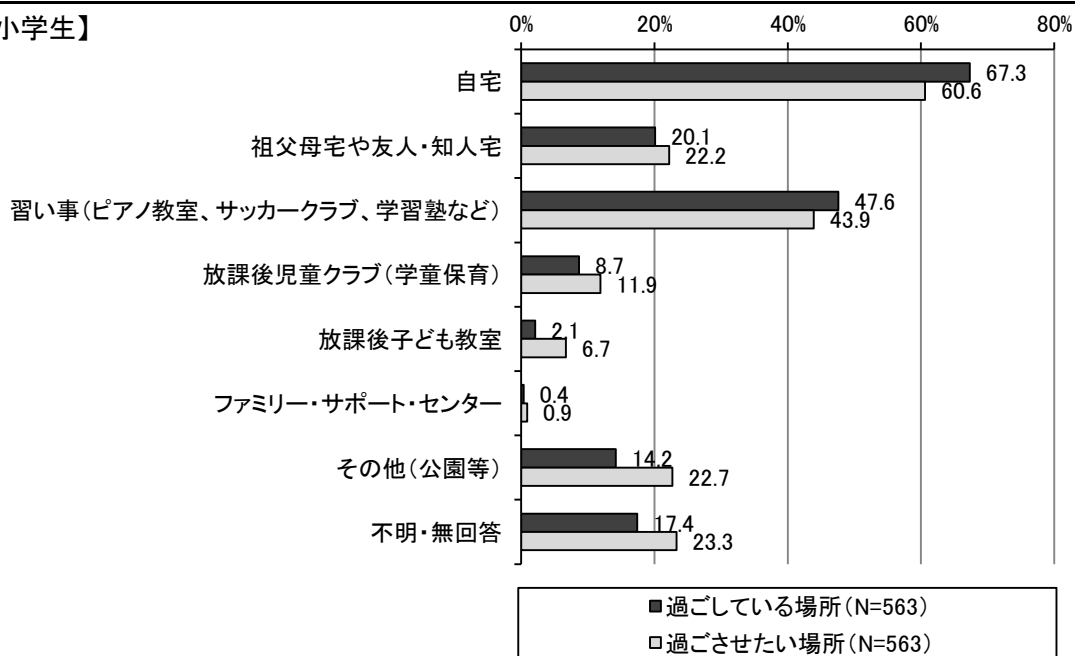
【未就学児】



⑳放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方<複数回答>

放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方についてみると、過ごしている場所、過ごさせたい場所ともに、「自宅」が最も高く、それぞれ67.3%、60.6%となっています。次いで「習い事」がそれぞれ47.6%、43.9%となっています。

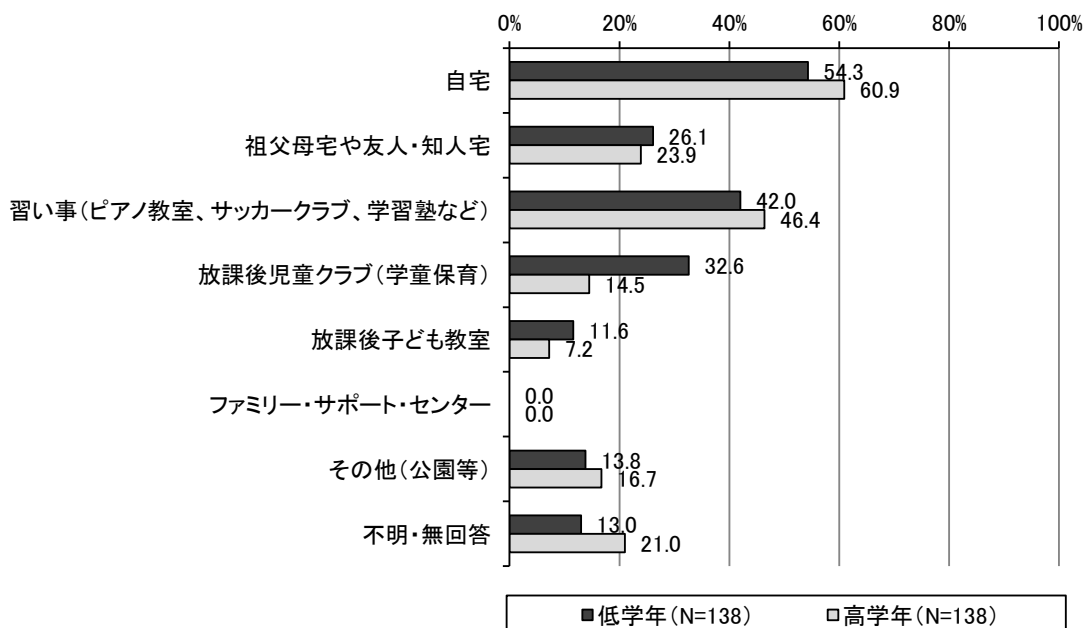
【小学生】



㉑放課後をどのような場所で過ごさせたいか<複数回答>

放課後をどのような場所で過ごさせたいかについてみると、低学年で「自宅」が54.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が42.0%、高学年でも「自宅」が60.9%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が46.4%と、それぞれ高くなっています。次いで、低学年で「放課後児童クラブ(学童保育)」が32.6%、高学年で「祖父母宅や友人・知人宅」が23.9%となっています。

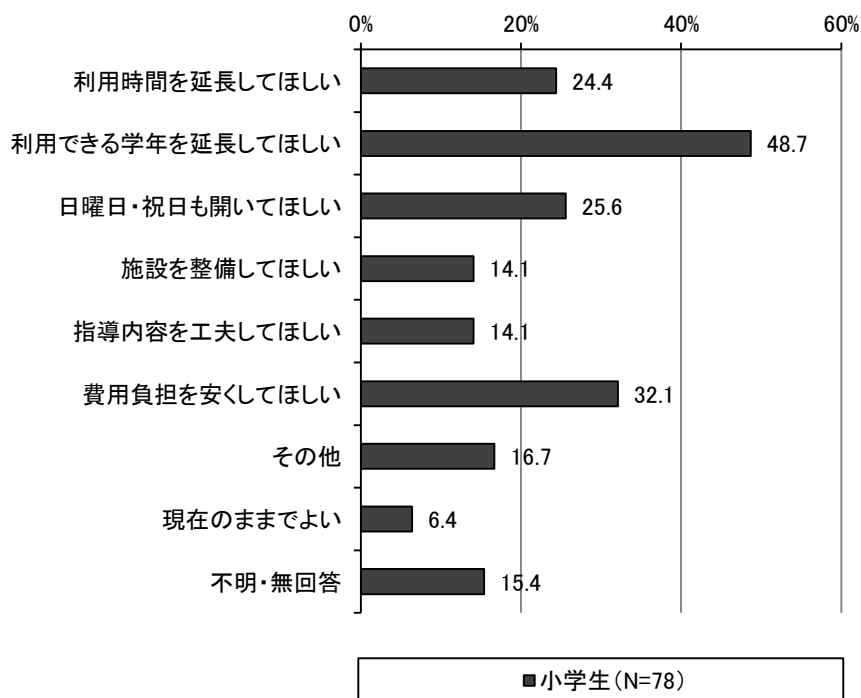
【未就学児 ※5歳以上の方のみ】



「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を選んだ方

②放課後児童クラブに今後希望すること〈複数回答〉

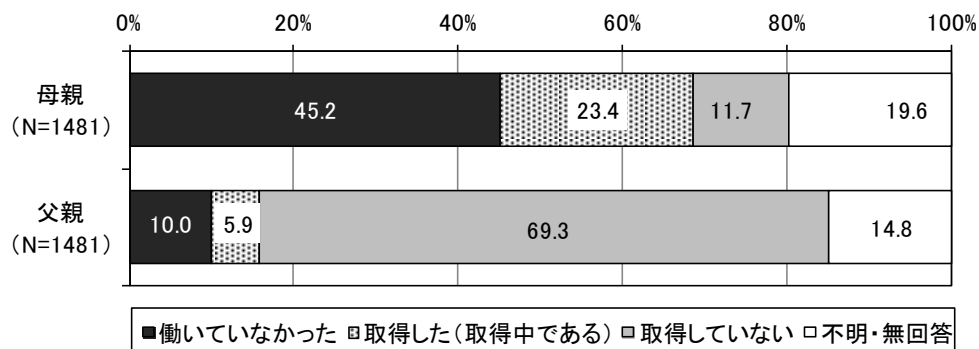
放課後児童クラブに今後希望することについてみると、「利用できる学年を延長してほしい」が48.7%と最も高く、次いで「費用負担を安くしてほしい」が32.1%となっています。



③保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が45.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が23.4%となっています。一方、父親では「取得していない」が69.3%と多数を占め、「取得した（取得中である）」は5.9%となっています。

【未就学児】

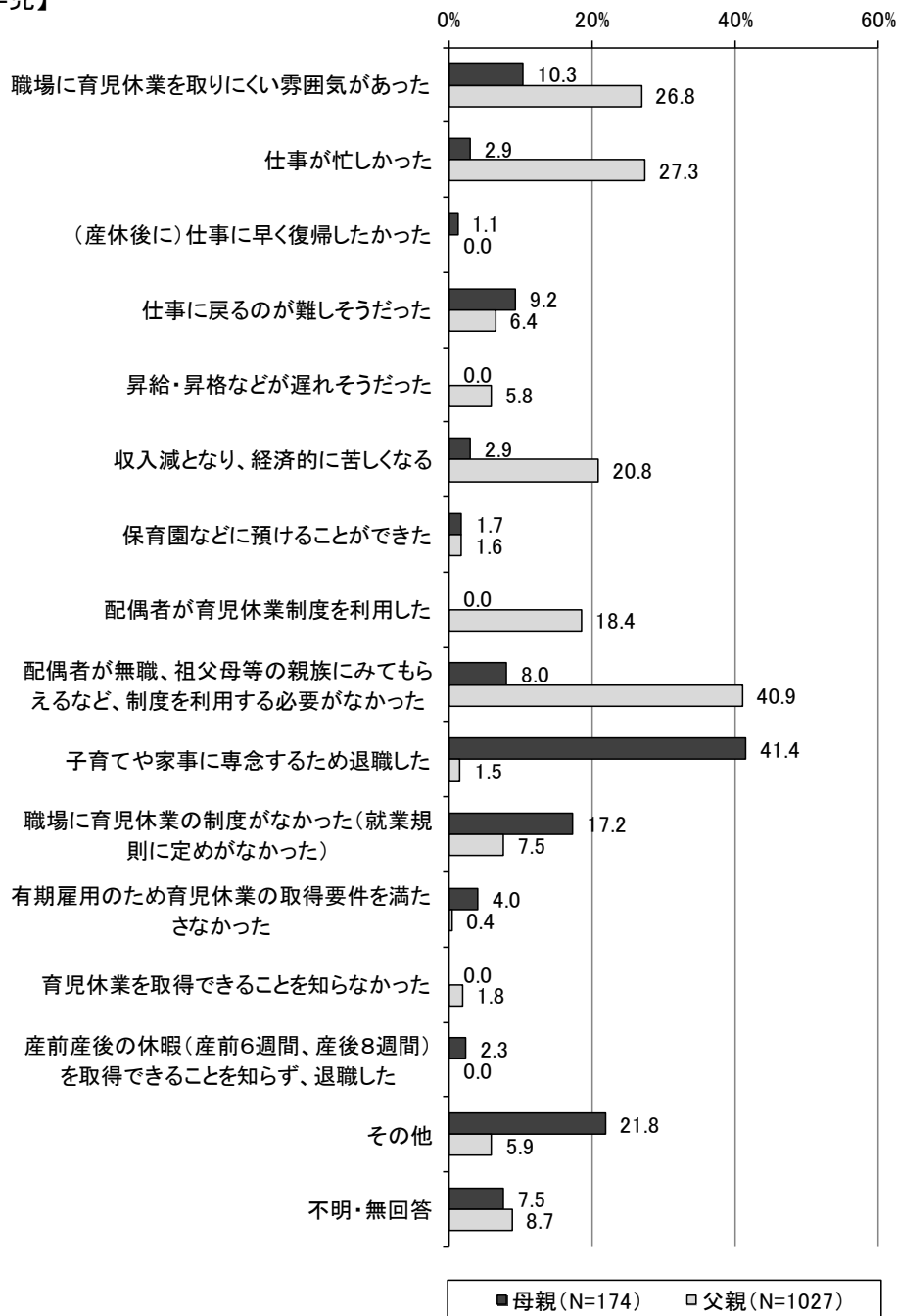


「取得していない」を選んだ方

④育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が41.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が17.2%となっています（「その他」を除く）。一方、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が27.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が26.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が20.8%となっています。

【未就学児】



⑫子育てについて、日頃悩んでいることや不安なこと〈複数回答〉

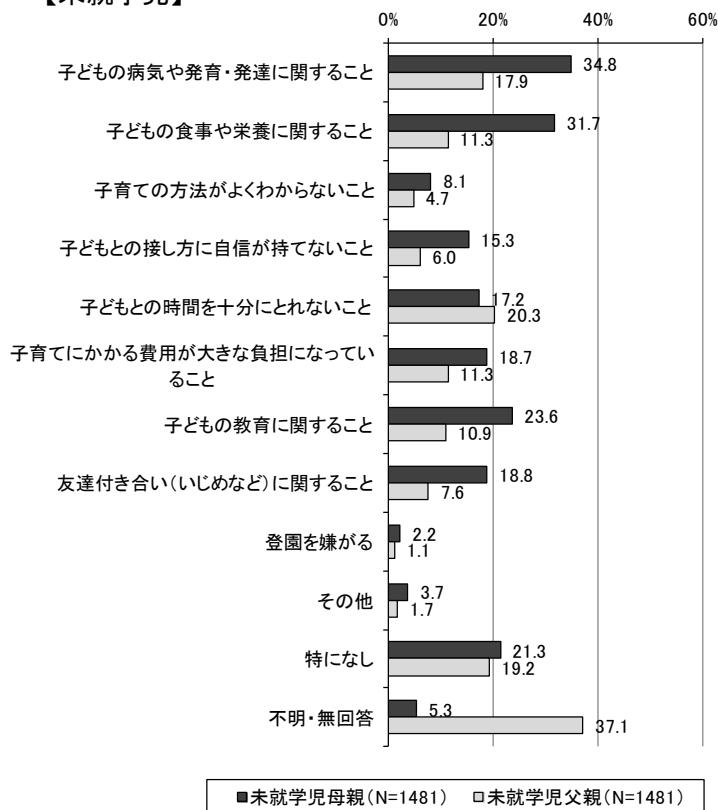
子育てについて、日頃悩んでいることや不安なことについてみると、未就学児の母親では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が34.8%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が31.7%となっています。

未就学児の父親では、「不明・無回答」(37.1%)を除くと、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が20.3%と最も高く、次いで「特になし」が19.2%となっています。

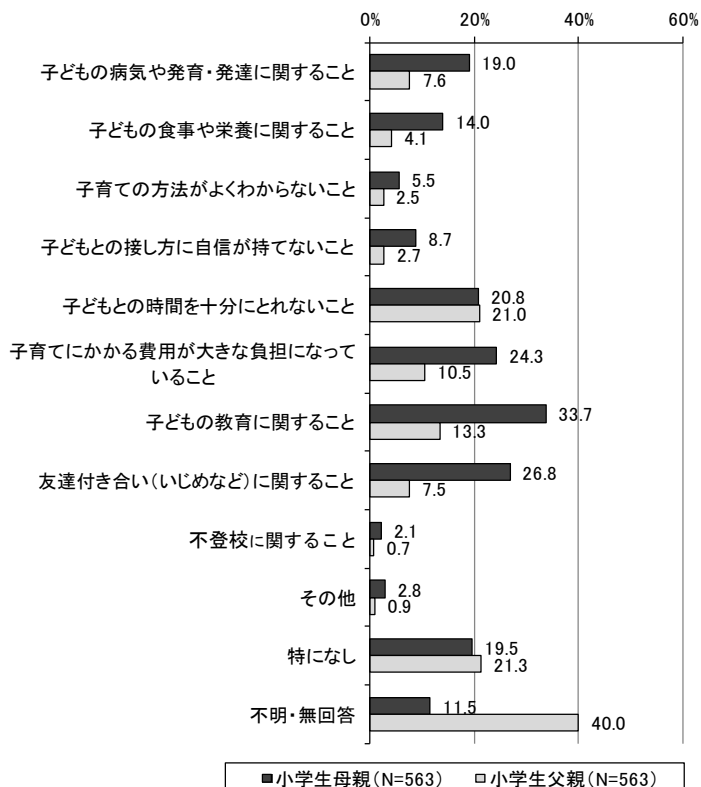
小学生の母親では、「子どもの教育に関すること」が33.7%と最も高く、次いで「友達付き合い(いじめなど)に関すること」が26.8%、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が24.3%となっています。

小学生の父親では、未就学児と同様に、「不明・無回答」(40.0%)を除くと、「特になし」(21.3%)と「子どもとの時間を十分にとれないこと」(21.0%)が高くなっています。

【未就学児】

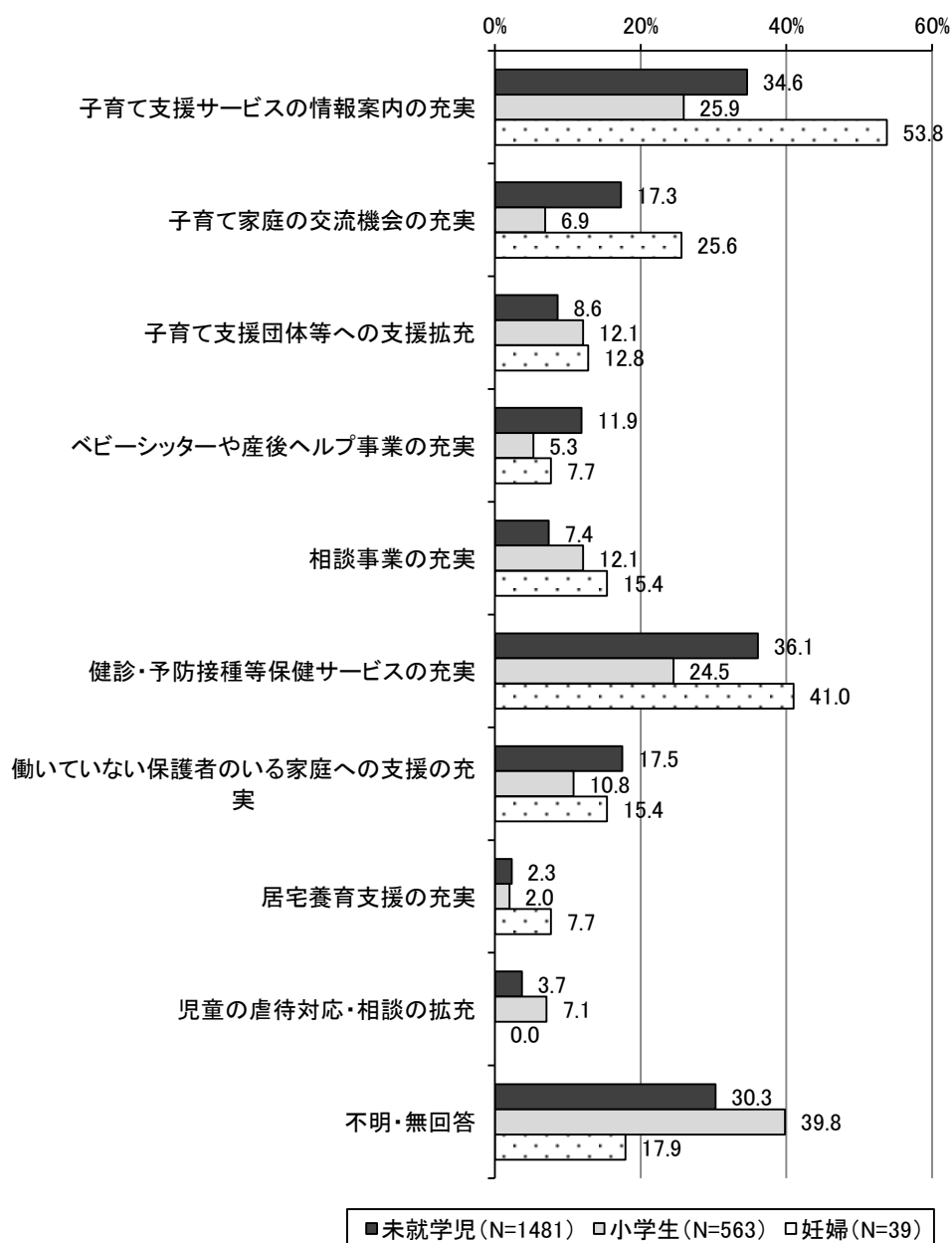


【小学生】



②⑥子育て支援サービスについて

その他の子育て支援サービスに関する行政への要望についてみると、いずれの調査においても「子育て支援サービスの情報案内の充実」と「健診・予防接種等保健サービスの充実」の割合が高く、特に妊婦ではより高くなっており、「子育て支援サービスの情報案内の充実」では50%を超えています。また、妊婦では「子育て家庭の交流機会の充実」も25.6%と比較的高くなっています。



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

本市では、「次世代育成支援行動計画」において、「子どもと親の今と未来を育むまち」を基本理念に、行政と地域が協働しながら保護者の子育て支援を充実し、次世代を担う子どもの健やかな成長に取り組んできました。

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」においては、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨にうたわれており、また、新制度施行に伴い国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが明記されています。

これまで実施してきた子ども・子育て支援の流れを踏まえながら、国の動きも加味し、より一層「子どもの最善の利益、幸せ」という視点を強化し、子育て環境を充実させていくために、基本理念を「みんなで育む 子どもと親の笑顔が輝くまち」と定めます。

■次世代育成支援行動計画の基本理念

子どもと親の今と未来を育むまち

【国の考え方】

- ・社会全体で子育てを支える（子ども・子育てビジョンより）
- ・地域の実情に応じた計画を策定する（子ども・子育て支援法より）
- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す（基本指針より）

【総合計画】

将来像：市民協働で創る「市民が誇れる湖西市」
子育て施策：「豊かな人間性の基礎を築く」

■本計画の基本理念

みんなで育む 子どもと親の笑顔が輝くまち

2 計画の基本目標

■ 基本目標 1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

少子化や核家族化などの様々な社会情勢の変化により、共働き家庭やひとり親家庭等が増加し、不安や悩みを抱えながら子育てをする親が増えています。社会全体で子育てを支援するとともに、親が親として成長し、子どもを育てていく意識の向上に努めます。

本市では相談や交流事業などの支援事業を実施していますが、多様化する親のニーズに応えるためには、保育園・幼稚園・認定こども園・学校や事業所、子育てサークルなど子育て関係団体の協力連携が必要となります。地域単位での密接な連携のもと、適切なサービス提供ができるよう子育て支援体制を整備し、子育てをする人が「湖西で生み育ててよかった」と言える子育て環境づくりに努めます。

■ 基本目標 2 子どもと親の健康を守るまちづくり

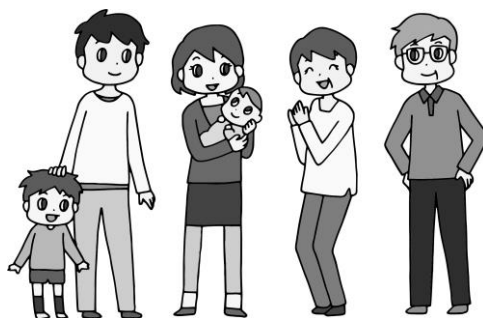
子どもが元気に育つことは、その親はもちろん、地域すべての人の願いでもあります。母親の妊娠・出産期、子どもの発達時期に応じた母子保健等の事業を展開するとともに、家族全員の心身の健康の確保に努めます。

■ 基本目標 3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

すべての子どもの健やかな育ちを支えるため、就学前教育の充実、学校教育環境の整備等に努めます。また、子育てについての第一義的責任は保護者が持つという視点に基づいた上で、家庭及び地域との連携により子どもの学習機会を充実させ、地域の教育力の向上に努め、社会全体で子どもを育てていくという意識の向上に努めます。

■ 基本目標 4 安心して子どもを育てられるまちづくり

子どもを巻き込んだ事故や犯罪の防止に努めるとともに、放課後における児童の居場所の確保を目的とした遊び場等の環境の整備、公共施設等の活用を含めた子どもと子育てをする親に配慮した、快適に子育てができるまちづくりを推進します。



3 施策の体系

基本理念：みんなで育む 子どもと親の笑顔が輝くまち

第4章（必須記載項目）

1 教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育の量の見込み

3 地域子ども・子育て支援事業

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

第5章（任意記載項目）

※次世代育成支援行動計画を踏襲

1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て基盤の整備
- (4) 子育てにおける経済的負担の軽減
- (5) 子育て中の親と次代の親となる若者のための就労環境の整備
- (6) 男性の子育てへの参加機会を増進する意識啓発活動の推進
- (7) 親子と高齢者の交流の推進

2 子どもと親の健康を守るまちづくり

- (1) 子育て家庭の健康に関する相談・指導の推進
- (2) 母子保健サービスの充実
- (3) 母子医療体制の充実
- (4) 子どもと親の健康への支援体制の整備
- (5) 心身の健康づくりの推進

3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備
- (3) 保健教育活動の充実
- (4) 地域・家庭における教育への支援
- (5) 障がい・発達の遅れがある子どもへの支援

4 安心して子どもを育てられるまちづくり

- (1) まちの安全性の確保
- (2) 子どもが安心して遊べる居場所の確保
- (3) 親子が外出しやすい環境の整備
- (4) ゆとりある住環境の整備

第4章 施策の展開（必須記載項目）

1 教育・保育提供区域の設定

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。本市においては、市域や通勤圏、提供区域内での需給調整などを勘案し、市全体を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みは、本市に居住する子どもとその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ分析、作成します。また、認定区分ごと（3号認定は年齢ごと）に、量の見込み（必要利用定員総数）を定めるものとします。

区分	単位	量の見込み(各年度)				
		H27	H28	H29	H30	H31
1号認定	人	735	730	725	725	714
2号認定	人	667	663	658	658	648
3号認定	0歳	97	96	95	93	92
	1・2歳	356	349	345	342	337
合計	人	1,855	1,837	1,823	1,818	1,791

※区分の説明については、P2「認定区分と提供施設」の表を参照

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及び実施時期

量の見込みに対応するよう、教育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。柔軟に子どもを受け入れるための体制の確保に努め、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定します。

教育については、現在、市内に幼稚園が6か所、認定こども園が1か所あり、1,685人の提供体制があります。また、保育では、保育園が7か所、認定こども園が1か所あり、825人の提供体制があります。1号認定では十分な提供体制が確保できますが、2号認定で確保量の不足が見込まれており、既存の施設等を活用しながら教育保育の提供の調整に努めます。また、地域型保育については保護者のニーズを把握しつつ、参入事業者があった場合には対応できる体制を整備します。

区分		単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31		
1号認定	人	①量の見込み		735	730	725	725	714		
		②確保の内容		1,640	1,640	1,640	1,640	1,640		
		②-①		905	910	915	915	926		
2号認定	人	①量の見込み		667	663	658	658	648		
		②確保の内容		530	530	460	460	460		
		②-①		△ 137	△ 133	△ 198	△ 198	△ 188		
3号認定	0歳	人	①量の見込み		97	96	95	93	92	
			②確保の内容	特定教育・保育施設		70	70	88	88	88
				特定地域型保育事業		0	4	4	4	4
	②-①		△ 27	△ 22	△ 3	△ 1	0			
	1・2歳	人	①量の見込み		356	349	345	342	337	
			②確保の内容	特定教育・保育施設		270	270	322	322	322
特定地域型保育事業					0	16	16	16	16	
②-①		△ 86	△ 63	△ 7	△ 4	1				
合計	人	①量の見込み		1,855	1,837	1,823	1,818	1,791		
		②確保の内容		2,510	2,530	2,530	2,530	2,530		
		②-①		655	693	707	712	739		

3号認定（0～2歳）の保育利用率

	H27	H28	H29	H30	H31
保育利用率	23.9%	25.7%	31.0%	31.4%	31.8%

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、本市に居住する子ども及びその保護者に該当する事業の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。

区分		単位	量の見込み(各年度)				
			H27	H28	H29	H30	H31
①放課後児童健全育成事業	低学年 1-3年生	人	344	344	338	333	330
	高学年 4-6年生		145	142	139	135	135
	計		489	486	477	468	465
②時間外保育(延長保育)事業		人	217	215	213	212	208
③一時預かり事業 (在園児対象型)	1号認定による利用	人日	698	693	688	688	678
	2号認定による利用		4,699	4,667	4,635	4,635	4,564
	計		5,397	5,360	5,323	5,323	5,242
④一時預かり事業(在園児対象型を除く)、ファミサポ事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、トワイライトステイ事業		人日	1,658	1,640	1,624	1,615	1,592
⑤病児保育事業 ファミサポ事業 (病児・緊急対応強化事業)		人日	135	134	132	132	130
⑥ファミサポ事業(就学児)		人日	121	121	121	121	121
⑦ショートステイ事業		人日	3	3	3	3	3
⑧地域子育て支援拠点事業		人回	24,960	24,564	24,288	24,012	23,676
⑨利用者支援事業		箇所	1	1	1	1	1
⑩乳児家庭全戸訪問事業		人	458	455	449	441	435
⑪養育支援訪問事業		人	0	0	0	0	0
⑫妊婦健診		人	455	449	441	435	426

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供体制の確保内容及び実施時期

量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、学校や放課後子ども教室等との連携にも努めます。

①放課後児童健全育成事業

働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

現在は市内8か所で実施しています。今後は利用者を高学年まで拡大するとともに、施設面の可能な限りの適正化や運営面での支援員の適正配置、研修の充実による現場の体制強化、各クラブの問題点抽出と対応などを行い、事業の充実に努めます。また、放課後子ども教室事業との一体についても検討を行い、児童の居場所の確保を進めます。

区分		単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
①放課後児童健全育成事業	低学年 1～3年生	人	①量の見込み	344	344	338	333	330
			②確保の内容	333	333	335	335	335
			②-①	△ 11	△ 11	△ 3	2	5
	高学年 4～6年生	人	①量の見込み	145	142	139	135	135
			②確保の内容	135	135	136	136	136
			②-①	△ 10	△ 7	△ 3	1	1
	計	人	①量の見込み	489	486	477	468	465
			②確保の内容	468	468	471	471	471
			②-①	△ 21	△ 18	△ 6	3	6

②時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

現在は市内8か所の保育園で実施しています。在園児対象の事業であるため、今後は保育標準時間、保育短時間それぞれの利用時間外に対応することで、計画期間の必要量を確保します。また、保護者の需要等を踏まえ、適切な職員配置に努めます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
②時間外保育(延長保育)事業	人	①量の見込み	217	215	213	212	208
		②確保の内容	286	291	297	304	310
		②-①	69	77	84	92	102

③一時預かり事業（在園児対象型）

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった園児について、主に幼稚園の教育時間以外に、幼稚園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

現在は市内4か所の幼稚園で実施しています。今後は実施園等の増加を進めることで、必要量は確保するとともに、預かりスペースの充実にも努めます。

区分		単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
③一時預かり事業 (在園児対象型)	1号認定 による利用	人日	①量の見込み	698	693	688	688	678
			②確保の内容	711	776	776	776	776
			②-①	13	83	88	88	98
	2号認定 による利用	人日	①量の見込み	4,699	4,667	4,635	4,635	4,564
			②確保の内容	4,789	5,224	5,224	5,224	5,224
			②-①	90	557	589	589	660
	計	人日	①量の見込み	5,397	5,360	5,323	5,323	5,242
			②確保の内容	5,500	6,000	6,000	6,000	6,000
			②-①	103	640	677	677	758

④一時預かり事業（在園児対象型を除く）

ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

トワイライトステイ事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で一時的に預かる事業です。

現在は市内7か所の保育園とファミサポで実施しています。利用者の潜在的なニーズも考慮し、一時預かり事業で900人、ファミサポ事業で700人の受け入れ体制を整備し、計画の最終年には量の見込みを確保できるように受け入れ体制の充実に努めます。

区分		単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
④一時預かり事業(在園児対象型を除く)、ファミサポ事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、トワイライトステイ事業	人日	①量の見込み	1,658	1,640	1,624	1,615	1,592	
		②確保の内容	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
		②-①	△ 58	△ 40	△ 24	△ 15	8	

⑤病児保育事業、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業）

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び病気となった場合の児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

現在、市内では事業の実施はありませんが、関係機関と調整し環境整備に努めます。

区分		単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑤病児保育事業 ファミサポ事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	①量の見込み	135	134	132	132	130	
		②確保の内容	—	—	—	—	—	
		②-①	△ 135	△ 134	△ 132	△ 132	△ 130	

⑥ファミサポ事業（就学児）

児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

潜在的なニーズを考慮して事業を実施します。今後は、支援を必要としている人が円滑に利用できるよう事業の広報・周知を充実させ、利用者及び援助会員の確保に努めます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑥ファミサポ事業（就学児）	人日	①量の見込み	121	121	121	121	121
		②確保の内容	121	121	121	121	121
		②-①	0	0	0	0	0

⑦ショートステイ事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴う養育を行う事業です。

現在、市内では事業の実施はなく、今後も提供体制の確保が見込めないため、市内での実施は行いません。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑦ショートステイ事業	人日	①量の見込み	3	3	3	3	3
		②確保の内容	—	—	—	—	—
		②-①	△3	△3	△3	△3	△3

⑧地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

現在の提供体制で計画期間の必要量は確保できる見込みです。今後は事業の周知を充実させるとともに、親子の交流の場や相談の場として、子育ての不安の軽減、情報提供など保護者のニーズにあった事業内容の検討に努めます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑧地域子育て支援拠点事業	人回	①量の見込み	24,960	24,564	24,288	24,012	23,676
		②確保の内容	24,960	24,564	24,288	24,012	23,676
		②-①	0	0	0	0	0

⑨利用者支援事業

認定こども園、保育園、幼稚園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

新規事業であり、事業の実施方法などについての研究を進めながら、子育て支援員を配置し利用者ニーズに応じた支援に努めます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑨利用者支援事業	箇所	②確保の内容	1	1	1	1	1

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保は見込めます。今後も早期の訪問に努めるとともに、訪問を受け入れやすい環境づくりのために母子手帳交付説明会や広報、ホームページを通じた事業の案内を行います。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑩乳児家庭全戸訪問事業	人	②確保の内容	458	455	449	441	435

⑪養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

今後、家事援助も含めて相談や支援を行う体制を整え、支援が必要な保護者への対応を検討していきます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑪養育支援訪問事業	人	②確保の内容	—	—	—	—	—

⑫妊婦健診

安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保は見込めます。今後も広報、ホームページ等を通じて啓発を行い、受診率の向上に努めます。

区分	単位	数値区分	H27	H28	H29	H30	H31
⑫妊婦健診	人	②確保の内容	455	449	441	435	426

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況を踏まえた上で、必要に応じて地域の理解を十分に得ながら検討を進め、保護者の認定こども園等への入園に対する選択肢の拡大に努めます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）を推進するために、幼稚園・保育園間の人事交流の推進等を図り、教育・保育の一体的な提供に努めます。



第5章 行動計画（任意記載項目）※次世代育成支援行動計画を踏襲

1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

（1）子育て支援サービスの充実

【現状】

少子化や核家族化の進行などに伴い、地域と子育て家庭のつながりが薄くなることにより、子育て家庭が孤立することが懸念されています。社会情勢の多様な変化に対応し、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消できるように支援していくことが大切です。

本市では、子育て支援センターを拠点として、地域における子育て支援機能の充実に努めてきました。

アンケート調査における子育て支援サービスに関する行政への要望では、未就学児、小学生、及び妊婦のいずれの調査においても「子育て支援サービスの情報案内の充実」への要望が多く見られます。

【課題】

子育てに関わる各関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや親を支援する仕組みの充実が必要です。今後も、利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供するとともに、社会全体で子育てをサポートしていく体制を強化していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 子育て支援センターを拠点とした地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。
- 保育園、幼稚園などの機能を生かし、地域における子育て支援体制の整備を図り、在宅の子育て家庭への支援を充実します。
- 子育て支援に関する人材の確保や育成など、様々な子育て支援活動の推進に努めます。
- 子育て支援の取組や活動が十分周知されるよう、情報提供の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	子育て支援センターの充実	利用者のニーズに合わせた、子育て支援機能の充実に努めます。	子育て支援課 (支援センター)
2	のびのび預かり保育事業の充実	保育ニーズに合わせた 2 歳～5 歳の子どもを対象とした、一時預かり事業の実施に努めます。	子育て支援課 (支援センター)
3	にこにこ子育て支援事業の充実	0 歳から 3 歳までの子どもと親がともに遊び、交流する場を提供し、また、親の子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場を提供します。	子育て支援課 (支援センター)
4	保育園の子育て支援相談事業の充実	子育て家庭等の育児不安について、保育園において相談・助言を行う相談事業の充実に努めます。	幼児教育課
5	幼稚園の相談事業の充実	市内すべての園で幼稚園教諭による就園・就学に備えた相談や育児不安についての相談体制の充実に努めます。	幼児教育課
6	保健師等の育児相談事業の充実	広報紙等を通しての周知の徹底、時代にあったメール等を利用した相談など手段の拡大について検討します。	健康増進課
7	相談機関のネットワーク化	育児相談、家庭児童相談室、ヤングダイヤルこさい、主任児童委員等の相互の情報共有等を進め、相談支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 地域福祉課 健康増進課 社会教育課
8	子育てに関する情報提供機能の強化	広報紙・ホームページ・センターだより等での情報提供を充実し、子育て支援情報の周知を図ります。	子育て支援課 (支援センター) 健康増進課
9	放課後子ども教室の充実	放課後子ども教室は、市内全校(6校)で実施しています。国から示された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後を安全・安心に過ごし各種の体験・活動を提供できるよう、平成 31 年度に向けて、放課後児童クラブと一体型又は連携型により実施していきます。	社会教育課 子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

【現状】

近年の社会情勢やライフスタイルの変化に伴う女性の就労率の上昇などにより、子育て家庭においても共働きが増加しており、現在就労していない母親の中にも潜在的な就労意向を持つ人が多くいます。

本市には7か所の認可保育園があり、平成25年度では園児799人が入所しています。

アンケート調査では、今後の保育サービスの利用意向として、「幼稚園」、「認可保育園」に加え、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」に対するニーズも高くなっています。また、就労しながら小学生の子どもを育てている親からは、放課後の子どもの居場所づくりが求められており、「自宅」、「習い事」に次いで「放課後児童クラブ」を居場所として希望する保護者が多くなっています。「放課後児童クラブ」は現在低学年を対象としていますが、利用できる学年の延長を要望する声が多く見られます。

【課題】

女性の就労率の上昇や共働き家庭の増加が予測される中で、女性が子育てをしながら働き続けるためには、多様化していく保育ニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、保育サービスの質の向上や提供体制を整えていくことが必要です。共働き世帯の増加に伴い保育園への入園希望者も増加していくことが予測されるため、保育を必要とする児童が必要なサービスを受けられるよう、環境を整えていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 多様化する子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。
- 保育内容の充実を図り、きめ細やかな対応と安心して子どもを預けることのできる体制づくりに努めます。
- 放課後児童クラブの対象学年の拡大による児童数増への対応、施設改善など質の向上に努めます。
- 認定こども園の設置の検討など、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	保育施設の確保	教育・保育施設（保育園、認定こども園等）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）により、保育を必要とする児童が平等にサービスを受けられるよう努めます。	幼児教育課
2	延長保育の充実	多様な保育ニーズに合わせた延長保育の実施に努めます。	幼児教育課
3	一時預かり事業の充実	保育園及び幼稚園で多様な保育ニーズに合わせた一時預かり事業の実施に努めます。	幼児教育課
4	病児・病後児保育の実施	保護者の事情により、どうしても家庭で保育できない病児、病後児を保育するための環境の整備に努めます。	幼児教育課
5	障がい児保育の整備	専門教育・指導への取組、障がいがある子どものための保育環境の整備等、障がい児保育の充実に努めます。重い障がいが見られる子どもについては、相談・教室を通して家庭との連絡を密にしながら、療育機関との調整を行います。	幼児教育課 健康増進課
6	放課後児童クラブの充実	施設面では可能な限りの規模の拡大と適正化に努めるとともに、運営面では支援員の適正な配置、研修の充実による現場の体制強化や、各クラブの問題点の抽出と対応を行うことにより、事業の充実に努めます。	子育て支援課 （支援センター）
7	のびのび預かり保育事業の充実【再掲】	保育ニーズに合わせた 2 歳～5 歳の子どもを対象とした、一時預かり事業の実施に努めます。	子育て支援課 （支援センター）
8	公立保育園の運営方針のあり方等の検討	民間委託・民営化、保育サービスの拡大等、公立保育園の経営方針等について検討します。	幼児教育課
9	認定こども園への移行の検討	公立の幼稚園及び保育園の認定こども園の移行について検討します。	幼児教育課

(3) 地域における子育て基盤の整備

【現状】

社会情勢の様々な変化とともに、地域における家庭の「つながり」も希薄になりつつあり、子育てへの不安や負担感を抱える親への支援が重要となっています。また、結婚や転勤等による転入者は地域とのつながりを持つ機会が少なく、子育てに関する情報の入手が難しいため、情報提供の対策が求められています。

地域で活動する子育てサークルやボランティア団体の支援を通じて親同士のつながりを増やし、身近な場において子育ての仲間づくりを進めていくことで、親が抱える不安やストレスの緩和へとつながることが期待されます。

本市では、これまでも子育てサークルやボランティア団体の活動支援に取り組んできました。今後も子育てサークルやボランティア団体などの育成と活動支援に努め、子育て中の親だけでなく、地域住民や企業の参加を促進するとともに、団体間の連携を深めるための支援を行い、団体活動を継続的かつ発展的に展開することが重要です。

【課題】

今後も子育てサークルやボランティア団体の活動への支援やサービス内容などの周知を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの会員を増強し、事業の利用促進を進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 地域における子育て支援団体のネットワークの形成を促進し、子育て中の親同士や地域の人が身近で気軽に交流できる場の提供や機会を充実します。
- ファミリー・サポート・センターの利用促進に向け、関係機関が連携し情報提供を進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	地域子育てサークルへの支援	公共施設を地域の子育てサークルへ提供し、自主活動の場としての利用を促進します。また、子育てサークルの交流イベント等への支援を行い、サークルどうしの連携づくりを進めます。	子育て支援課 (支援センター)
2	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用を促進するため、広報、パンフレット、ホームページ等により周知し、会員数の増加に努めます。	子育て支援課 (支援センター)

(4) 子育てにおける経済的負担の軽減

【現状】

近年では、親が理想とする子どもの数よりも実際の子どもの数のほうが少ないという傾向にあります。社会経済情勢を背景とした雇用不安や地域経済の低迷が続く中で、出産費用や子どもにかかる教育費などが大きな負担となっていることが考えられます。また、離婚件数の増加などに伴い、ひとり親家庭は増加傾向にあり、特に母子家庭では、経済的な不安を抱えている家庭も少なくありません。

アンケート調査では、子育てについて日頃悩んでいることや不安なこととして、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が未就学児の母親で 18.7%、小学生の母親で 24.3%となっています。

本市では、これまで子育て支援手当やこども医療費の助成などに取り組んできました。

【課題】

子育てにかかる経済的負担の軽減については、現況を踏まえた適正な助成のあり方の検討や、特にひとり親家庭などへの経済的な支援が必要となっています。

【施策の方向性】

- こども医療費助成など、子育て世帯に対する経済的支援に関する制度の充実に努めます。
- ひとり親家庭等における日常生活の支援及び経済的支援等、必要な支援を推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	子育て支援手当支給事業、 保育園・幼稚園就園助成金 支給事業	子育て家庭の経済的負担等の軽減を目的とする子育て支援を実施するため、3歳未満を含む、2人以上の子どもを持つ保護者に対し子育て支援手当を支給します。また、認可保育園や幼稚園に通う園児の保護者に保育料（幼稚園は、幼稚園就園奨励費補助を控除した額）の25%以内の額を助成します。	子育て支援課 幼児教育課
2	こども医療費助成の充実	こども医療費を中学3年生まで助成します。	子育て支援課
4	幼稚園就園奨励費補助の充実	従来制度の私立幼稚園に通う子育て家庭の所得状況に応じて、就園奨励費補助を行います。	幼児教育課
5	ひとり親世帯の経済的負担の軽減	母子家庭及び父子家庭に児童扶養手当を支給します。また、母子家庭の高校への奨学資金として、村田光雄奨学金を支給します。	子育て支援課

(5) 子育て中の親と次代の親となる若者のための就労環境の整備

【現状】

就労経験をもつ母親の多くは、出産を契機に退職し、子どもの成長とともに再就労する傾向にあります。

アンケート調査でも、母親が就労している家庭は未就学児で5割以上、小学生では7割以上となっており、子どもの成長とともに母親が就労する割合は高くなっています。

女性の就業率が年々増加する中で、子どもを育てながら就労する母親も増加していることから、仕事と子育ての両立支援のための体制整備を進めるとともに、男女の共同参画の視点から、役割分担意識の改善を進めるほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

【課題】

男女が互いに尊重し合いともに働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、両立支援事業の一層の利用促進と普及啓発が必要です。

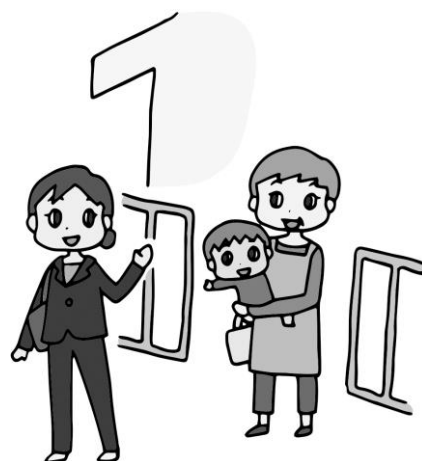
また、母親の今後の就労意向についても、未就学児で6割以上、小学生で4割となっており、ひとり親家庭などの自立も含め、母親の就職に対する就労相談や情報提供等の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた環境整備を実現するため、男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及を図るとともに、事業所に対する意識啓発に努めます。
- 就労を希望する母親に対する就労相談や情報提供の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	就労中の妊婦への健康支援の充実	主治医等の指導事項を事業主に伝える母性健康管理指導事項連絡カードの活用を啓発し、制度の普及に努めます。	健康増進課
2	事業所への育児休暇制度等の啓発活動の実施	広報紙、ホームページを通しての事業所への育児休業制度等の啓発活動を行い、実施の普及に努めます。	子育て支援課 商工観光課
3	就業相談事業の充実	求人者及び求職者を対象とする就業相談、内職相談を実施し、求人者の斡旋、情報提供等により雇用の円滑化に努めます。	商工観光課
4	母子家庭への就業促進	母子家庭の母親に、就業能力を高めるために、指定された教育訓練講座等の受講費用の一部を給付します。また、資格取得のために、養成機関で修業する場合に訓練促進費を給付します。	子育て支援課



(6)男性の子育てへの参加機会を増進する意識啓発活動の推進

【現状】

父親が仕事を中心とした生活を送ることによる家庭における父親の不在は、母親の子育てに対する負担感や孤立感の増加にもつながり、子どもの生活習慣や成長の上での影響が懸念されます。

アンケート調査における育児休業の取得状況をみると、母親の23.4%が取得したのに対し、父親はわずか5.9%となっています。父親の育児休業を取得しない理由をみると、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が多く、多くの父親が仕事を優先している現状を伺うことができます。

【課題】

男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を進めるとともに、子育て家庭だけでなく、地域や企業等に対しても子育てに対する意識の向上を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に努めるとともに、子育てに対する地域の意識の向上を図ります。
- 家事・育児などの講座を実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女がともに協力して子育てができる環境づくりを推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	男女共同参画の意識の高揚を図るイベントの開催	男女共同参画を啓発するイベントを開催し、役割意識の醸成を図ります。	市民協働課



(7) 親子と高齢者の交流の推進

【現状】

様々な人々との関わりの中で子育てをしていくことは、子どもはもちろん、子育て中の親の成長においても大きな影響を与えます。

地域ぐるみで子育てを行うためには、地域活動の場や人材の確保が重要です。

【課題】

高齢者や子育て経験者の協力は不可欠であるため、高齢者の交流機会の拡大に努め、地域の歴史及び伝統の継承、世代間の相互理解と地域における連帯感の高揚、高齢者の経験を生かした子育ての機会を充実させていく必要があります。

【施策の方向性】

○子どもと高齢者の交流の場の提供、機会づくりを進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	世代間交流事業の充実	保育園・幼稚園での季節行事等で、高齢者等の世代間交流の推進に努めます。	幼児教育課 長寿介護課



2 子どもと親の健康を守るまちづくり

(1) 子育て家庭の健康に関する相談・指導の推進

【現状】

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加え、出産後すぐに「子育て」という責任を担うことから、不安や悩みが生じやすい時期でもあります。

このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備が重要となります。

本市では、不安の強い妊娠期に妊婦講座を実施し、出産やこれからの子育てへの不安解消に取り組んできました。また、様々な講座や相談事業を通じて、母親となる女性が本来持っている能力を引き出し、家庭での子育て力が向上するよう支援しています。

【課題】

妊娠・出産期の女性は情緒不安定になりやすい傾向があり、特に初めての出産を迎える初産婦は不安が大きいことから、定期的なケアがより重要であるとともに、安心して出産できる支援体制を強化していくことが必要です。

また、核家族化等の社会情勢の変化に伴い、母親の孤立等による育児不安の拡大や産後うつの問題も懸念されるため、相談事業などの支援体制の充実を図るとともに、親と子どもが向き合えるように支援していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 母子健康手帳発行時から育児相談などの支援における内容・体制の充実を図り、育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。
- 相談体制等の充実を図るとともに、親が子どもと向きあえるよう「親」としての支援をしていきます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	お母さん教室の充実	初産婦及び受講を希望する妊娠中の経産婦に、栄養の基礎知識や妊娠中・出産後の栄養についての学習や調理実習を通して、家庭における健康管理の基礎体験を提供します。	健康増進課
2	母子健康手帳の交付と妊婦講座の充実	母子健康手帳の交付を行うとともに、すでに窓口で交付を受けた妊婦に栄養や歯の管理について指導します。また、同じ時期に赤ちゃんが産まれる母同士の交流の場になるよう努めます。	健康増進課
3	離乳食教室の充実	生後3～4か月の乳児及びその保護者に離乳食の正しい進め方について指導する「離乳食教室」を実施します。参加する親の仲間づくりの場としても活用されるよう、実施内容・方法について検討していきます。	健康増進課
4	すくすく育児教室の充実	生後7～8か月の乳児及びその保護者に対し、育児や歯の健康指導、救急救命士による救急法の指導、離乳食指導等を行います。保護者一人ひとりへの適切な指導及び相談に努め、子育て不安の解消を図ります。	健康増進課
5	保健師等の育児相談事業の充実【再掲】	広報紙等を通しての周知の徹底、時代にあったメール等を利用した相談など手段の拡大について検討します。	健康増進課
6	子育て中の母親の育児教室の開催	子育て中の母親に対し育児に対する疑問・不安を話し合うなどの育児教室の実施を検討します。	健康増進課
7	乳幼児訪問事業の充実	生後2か月までの乳児のいる全ての家庭へ健康管理や育児不安解消のため、保健師又は助産師が訪問指導を行います。また、健診等で発育や発達に不安がみられる乳幼児のいる家庭への訪問相談指導の充実を図ります。	健康増進課

(2) 母子保健サービスの充実

【現状】

乳幼児期に確立された生活リズムは、これからの成長に大きな影響を与えるとともに、生涯を通して健康的な生活を送るための出発点といえます。

家庭生活が中心となる乳幼児期は、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるため、親自身の健康づくりや栄養等の基礎知識の習得などが重要になります。

アンケート調査においても、行政への要望として「健診・予防接種等保健サービスの充実」のニーズが高くなっています。

【課題】

乳幼児期・思春期を通じて一貫した体制のもとに、心身の健康づくりや疾病の早期発見を進めるとともに、子どもの成長段階に応じた健診を実施し、健やかな成長と心身の健康づくりを支援していくことが必要です。

また、歯や口の健康を保ち、自分の歯の噛む力を養うことは、心身ともに健康な生活を送る上で大きな役割を果たすことから、歯科保健の充実を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- 妊娠、出産、乳幼児期を通じて親子の健康が確保できるよう、健診事業等の充実を図るとともに、相談の場として活用できるよう、質の向上を図ります。
- 予防接種を実施し、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するとともに、知識の普及、受けやすい体制づくりを進めます。



【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	健診事業の充実	健康に妊娠期を過ごし、安全に出産するために、妊娠中 14 回分の健診の助成を行います。 4 か月児・10 か月児健診は、医療機関で実施し、1 歳 6 か月児・2 歳児・3 歳児は、集団で健診を行います。未受診者に電話、ハガキ、訪問等により受診を呼びかけ、受診率の向上に努めます。また、健診後に支援が必要となった子どもに対する支援体制の整備を進めます。	健康増進課
2	予防接種事業の充実	予防接種について、赤ちゃん訪問で個々に説明します。 健診及び相談時に、保護者へ接種状況の確認や接種の奨励を行い、接種率の向上に努めます。 年々複雑化していく予防接種を、市内医療機関と協力して安全に実施していただけるよう努めます。	健康増進課
3	歯科保健事業の充実	1 歳 6 か月児・2 歳児・3 歳児に対し歯科検診とフッ化物塗布を実施します。また、市内の幼稚園・保育園に通う子どもたちにフッ化物洗口を実施することにより、う蝕歯の発生予防に努めます。小・中学生に対しブラッシング指導を実施し、う蝕歯の防止に努めます。さらに 2 歳児の保護者に対し歯周病検診を実施し、親子でよい歯を目指します。	健康増進課

(3) 母子医療体制の充実

【現状】

子どもの健やかな発育、発達を推進するためには、必要な時にいつでも診てもらえ、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や健康状態の把握、子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。また、心身の障がいと思われる子どもの発達を支援するためには、各関係機関との連携による障がいの早期発見・療育へ連携するシステムを充実させるとともに、その家族に対する相談及び支援体制の整備も不可欠です。

【課題】

子どもの病状の変化は急激であることが多く、早急な対応が必要となることから、休日や夜間の救急医療機関の周知徹底を図るなど、安心して生活できる医療体制を整備していくことが必要です。

【施策の方向性】

○休日や夜間の救急医療機関の情報提供、周知徹底を図り、安心できる医療体制の整備に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	夜間・休日における小児医療機関の情報提供の充実	広報紙、新聞、ホームページ等に情報を掲載するとともに、周知の方法についての見直しを行います。	健康増進課
2	こども医療費助成の充実【再掲】	こども医療費を中学3年生まで助成します。	子育て支援課
3	不妊に関する支援の充実	不妊治療についての相談情報の提供、特定不妊治療費、一般不妊治療費の助成を行います。	健康増進課

(4) 子どもと親の健康への支援体制の整備

【現状】

子育てに関する情報が氾濫する一方で、核家族化や都市化の影響により人とふれあう機会は減少し、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において不安を抱えており、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、わが子の虐待へとつながってしまうケースが大きな問題となっています。

アンケート調査によると、子どもをもつ親の多くが、子育てについて何らかの不安や負担を抱えている現状を伺うことができます。虐待を未然に防止するため、各関係機関との連携をとり情報提供や支援内容を一元的に把握するとともに、積極的なアプローチや家庭児童相談室での相談体制の充実に努めています。

【課題】

発達の遅れがみられる子どもを持つ親に対しては、継続的な相談支援体制を充実させ、カウンセリングや専門機関等を通じて本人及び家族への支援により、子どもの成長に対する不安を取り除いていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 子育て疲れや子育て不安を持つ親に対する積極的なアプローチを行うとともに、専門的な相談体制の充実を図ります。
- 子どもの成長に対する不安を取り除くため、発達の遅れがみられる子どもを持つ親に対する継続的な相談支援体制や療育支援の充実を図ります。



【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	育児家庭訪問事業の推進	子育てに不安がある家庭や児童虐待が疑われる家庭等に対する訪問指導を徹底し、すべての子育て家庭へのきめ細かな支援に努めます。	健康増進課 子育て支援課
2	就労中の妊婦への健康支援の充実【再掲】	主治医等の指導事項を事業主に伝える母性健康管理指導事項連絡カードの活用を啓発し、制度の普及に努めます。	健康増進課
3	障がいがある子どもへの支援の充実	障がいがある子どもや健診等で障がいと疑われる子どもに対し、家庭への個別訪問指導、保育園・幼稚園・学校や医療機関等との調整を行い、支援の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課 幼児教育課
4	発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実	発達に遅れがみられる幼児へ臨床発達心理士による発達相談及び言語聴覚士によることばの相談を実施します。子どもへの関わり方等についての指導、発達検査の結果に応じて子育て支援センターの「つくしんぼ教室」などの関係機関への調整等を行います。また、1歳6か月児健診の後、発達面・療育面で支援が必要な場合、一時療育教室を行います。	健康増進課 子育て支援課 (支援センター)
5	子育て中の外国人家庭への支援の充実	通訳者同伴による家庭訪問の実施、健診時等における通訳者の配置等により、外国人家庭の健康維持を支援していきます。	健康増進課
6	虐待の予防と早期発見への取組の強化	健診や相談等で子育てに関する悩みを十分に相談できる体制を整え、虐待の防止に努めます。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）は関係機関と連携し、個々のケースに合わせた支援を行っていきます。	子育て支援課 健康増進課 学校教育課 幼児教育課
7	児童発達支援事業の充実	幼児健診等で要フォローとなった自閉症傾向の児童や多動児等を療育するための親子通園による教室を開催し、幼児期の療育支援に努めます。	子育て支援課 (支援センター) 健康増進課
8	保育園の子育て支援相談事業の充実【再掲】	子育て家庭等の育児不安について、保育園において相談・助言を行う相談事業の充実を努めます。	幼児教育課
9	幼稚園の相談事業の充実【再掲】	市内すべての園で幼稚園教諭による就園・就学に備えた相談や育児不安についての相談体制の充実を努めます。	幼児教育課

(5) 心身の健康づくりの推進

【現状】

幼児・学童期から、様々な遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日ごろから親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着など子どもの成長に大きな影響を与えるものです。

しかし、近年、家族の生活様式や価値観の多様化、家族や地域のあり方の変化など、地域の連帯感が薄れつつある中で、子どもたちが集まり・考え・遊ぶ機会が減少しています。

【課題】

子どもたちの豊かな心を育むためにも、今後、さらにスポーツや体験活動の機会の充実を図るとともに、遊びや各種活動の指導者の育成を進めていくことが必要です。

また、芸術や地域固有の歴史や文化にふれる機会を創造することにより、情操豊かな子どもの育成を図ることが必要です。

【施策の方向性】

○スポーツや体験活動の機会の充実を図るとともに、遊びや各種活動の指導者の育成に努めます。

○芸術・文化・食育にふれる機会をつくり、情操豊かな子どもの育成に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	健康まつり・歯の健康まつりの充実	健康まつりでは、地域住民に対し、健康づくりに関する知識の普及に努めます。歯の健康まつりでは、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層に歯の衛生に関する正しい知識を普及・啓発していきます。	健康増進課
2	親子料理教室の充実	栄養士等による指導・調理実習等を行う食育事業「親子料理教室」を実施します。地域内での家庭のつながりが深まるよう地区ごとに開催し、実施内容の充実を図ります。	健康増進課
3	学校等における思春期の保健対策の充実	思春期の子どもの健全育成のため、小・中学校等と連携し、子どもの性についての教育、指導、相談等の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課

3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

(1) 就学前教育の充実

【現状】

幼児期は、家庭生活から徐々に地域とのつながりを広げながら、幼児一人ひとりの基本的な生活習慣や主体性を育てていく重要な時期です。

核家族化や親子のライフスタイルの変化、働く母親の増加等により、子どもを取り巻く環境も変化し、物質的にも恵まれる一方で、望ましい人間関係をつくりあげていくために必要な体験等が不足していると言われています。

子どもたちは集団生活や周囲とのふれあいの中から、生活習慣や自主性、社会性を身につけるとともに、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力を培い、小学校以降の生活や学習の基盤を養っていくことが重要となっています。

【課題】

人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心をもった子どもの健やかな成長を促すため、家庭教育に関する保護者への学習や親子がふれあう機会の充実を図るとともに、幼児の望ましい発達環境に向けた取組の充実が必要です。

【施策の方向性】

○親子のふれあいの機会の充実を図り、子どもの豊かな心と健やかな成長の支援に努めます。

○豊かな心を育むため、子どもからの読書活動を推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	親子運動遊びの充実	遊びを通しての幼児教育により幼児と親の関わり合いを深める「親子運動遊び」を行います。	幼児教育課
2	ブックスタート事業の充実	赤ちゃんや保護者に絵本を介して語りかけることにより、心ふれあうひとときをつくる環境づくりに努めます。	図書館
3	親子読書の推進	幼稚園・保育園において、保護者が園児に読み聞かせを行う「親子読書」を実施し、家庭における子どもと親の読書の啓発に努めます。	幼児教育課
4	外国語に触れる機会の充実	幼稚園・保育園に外国人講師等を派遣し、楽しみながら英語や異文化に慣れ親しむ体験に取り組みます。	幼児教育課

(2) 子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備

【現状】

少子化は、社会性や自主性を身につける機会の減少、子どもへの過干渉・過保護といったマイナスの側面がある一方で、子ども一人ひとりが充実した教育を受ける機会が増加するというプラスの側面もあります。

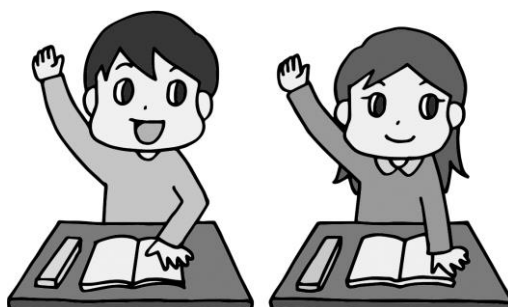
しかし、近年における社会経済情勢によって、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなることによる学習意欲の低下や、いじめや不登校など子どもを取り巻く環境の変化などにより、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

【課題】

豊かで便利な社会の中で、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、子ども一人ひとりに合った望ましい発達を促していくことが必要です。そのため、学校教育の中で子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、基礎的な学力の向上を図るとともに、環境の変化に柔軟な対応ができるよう主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育成することが必要です。

【施策の方向性】

- 小・中学校と連携し、子どもが主体的に判断し、行動できる資質・能力の育成を図ります。
- 基礎基本の確実な定着を目指し、学ぶ意欲を育てるための教育体制を進めます。
- 児童、生徒の心身の健全な育成及び教育の充実を図るため、相談体制の整備を進めます。



【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	環境教育の推進	学校や地域の実態に応じた環境教育を推進します。	学校教育課
2	思い出に残る1学校1行事 創造事業の推進	地域住民の協力により、中学校において全校生徒がともに長距離を歩き心身の育成を図るウォーキング等を実施します。	学校教育課
3	小・中学校の通信環境の整備	校内にLANを整備し、情報教育における環境の向上に努めます。	教育総務課
4	生きた英語教育推進事業の 充実	小・中学校に外国人英語指導助手（ALT）を派遣し、児童生徒等の英語コミュニケーション能力の育成に努めます。	学校教育課
5	外国人児童生徒への教育支 援の充実	外国人児童生徒の在籍校に指導員を配置し、学校生活への適応を助け、楽しい学校生活を送ることができるよう支援します。また、保護者への対応のため、通訳を配置します。	学校教育課
6	学校と保護者の協力関係の 強化	保護者との個人面談に加え、学校・家庭での児童生徒の毎日の様子を伝え合う連絡ノートを活用により、児童生徒の育成における保護者との意志疎通に努めます。	学校教育課
7	相談機関のネットワーク化 【再掲】	育児相談、家庭児童相談室、ヤングダイヤルこさい、主任児童委員等の相互の情報共有等を進め、相談支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 健康増進課 地域福祉課 社会教育課
8	安全教育推進事業の充実	幼稚園、小・中学校において、防災に関して日常生活における安全確保のために必要な事項を学ぶため、講演会等を実施します。	学校教育課 幼児教育課

(3) 保健教育活動の充実

【現状】

思春期という時期は、子どもから大人へと大きく変化していく時期であると同時に、様々な問題が生じやすい時期とも言えます。

近年では、いじめや不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。また、思春期における性行動が日常化していることを背景に、望まぬ妊娠や人工妊娠中絶、性感染症が増加しています。さらに、薬物の乱用や喫煙・飲酒の問題も深刻化しており、これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

【課題】

思春期の子どもたちが抱える性や身体の問題に対する教育や相談体制の充実が必要です。

【施策の方向性】

○健康や心の問題など、思春期特有の悩みに対する相談・支援の充実を図ります。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	小学校等における思春期の保健対策の充実【再掲】	思春期の子どもの健全育成のため、小中学校等と連携し、子どもの性についての教育、指導、相談等の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課



(4) 地域・家庭における教育への支援

【現状】

すべての子どもにとって、家庭は最初に出会う最小単位の社会的組織であり、人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や社会的マナーなどを身につけていく大事な場でもあります。

しかし、核家族化などによって家族規模が縮小している中で、家庭における教育力が低下しつつあることが懸念されています。

【課題】

保護者に対して家庭教育に関する学習機会や親子のふれあいの機会を提供するとともに、子どもの健やかな成長を促す家庭教育の充実が必要です。

また、未来を担う子どもが健やかに育ち、成長していくためには、子育て中の親を含めた市民一人ひとりが、子育てを自らの問題として関心を高め、社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、そのためには地域で子育てを支援する環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

- 保護者に対して家庭教育に関する学習機会や親子のふれあいの機会の提供に努めます。
- 親子がふれあう機会の充実を図るため、各種体験学習などの機会の提供に努めるとともに、親子での参加促進を図ります。
- 互いに支え合う地域をつくるため、地域で子育てを支援する環境づくりを推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	家庭教育支援活動の充実	家庭の教育力の向上を図るため、2歳児の保護者を対象とした「ふたば学級」や小学校1年生の保護者を対象とした「家庭教育学級」などを開催していきます。	社会教育課
2	親子体験教室の充実	親子の参加によるキャンプや自然観察など自然体験を中心とする「親子体験教室」を実施し、自然に親しみながら、親子の触れ合いを深めていきます。	社会教育課
3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年補導員による定期補導、一斉補導、書店・コンビニエンスストア・携帯電話等販売店への定期的な立入調査、街頭キャンペーン等の広報活動の充実に努めます。	社会教育課



(5) 障がい・発達の遅れがある子どもへの支援

【現状】

障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識の上での障壁を解消することが重要であるという考え方が広まりつつあります。

ノーマライゼーション³の考え方が浸透する中で、障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。発達障がいなどは障がいに対する理解が十分であるとはいえない状況であり、障がいに対する周囲の理解を深めていくことが重要です。

【課題】

ノーマライゼーションの理念に基づいて、子どもが互いを認め合い、親子が充実した生活を送れるよう支援していくとともに、障がいに対する市民の意識を深めていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 障がいのある子どもの積極的な社会参加を促し、乳幼児期からの一貫した支援体制づくりを進めます。
- 障がいに対する市民の理解の促進を図ります。



³ ノーマライゼーション

障がいのある方などを施設に預けず、障がいの無い方と一緒に助け合いながら暮らすこと。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	発達に遅れがみられる幼児への相談事業の充実【再掲】	発達に遅れがみられる幼児へ臨床発達心理士による発達相談及び言語聴覚士によることばの相談を実施します。子どもへの関わり方等についての指導、発達検査の結果に応じて子育て支援センターの「つくしんぼ教室」などの関係機関への調整等を行います。また、1歳6か月児健診の後、発達面・療育面で支援が必要な場合、一時療育教室を行います。	健康増進課 子育て支援課 (支援センター)
2	障がいがある子どもへの支援の充実【再掲】	障がいがある子どもや健診等で障がい疑われる子どもに対し、家庭への個別訪問指導、保育園・幼稚園・学校や医療機関等との調整を行い、支援の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課 幼児教育課
3	交流活動の促進	交流イベントの開催を働きかけ、障がい者の社会参加を促進します。	地域福祉課
4	学校施設のユニバーサルデザイン化	障がいのある子どもとない子どもがともに安心して学べる環境づくりを目指し、障がい者用トイレ(洋式トイレ)、スロープ、車いす用リフト等、既存の校内設備の見直しと設置の拡大に努めます。	教育総務課
5	特別支援教育推進事業	通常学級に在籍している自閉症スペクトラムをかかえる児童・生徒等に対して適切な支援を行うために支援員を配置します。	学校教育課 幼児教育課
6	児童発達支援事業の充実【再掲】	幼児健診等で要フォローとなった自閉症傾向の児童や多動児等を療育するための親子通園による教室を開催し、幼児期の療育支援に努めます。	子育て支援課 (支援センター)
7	言葉の発達に遅れがみられる子どもへの支援	言葉の発達に軽度の遅れがみられる幼児、児童に対し、専門指導員による「ことばの教室」を開催し、言葉の発達支援に努めます。	学校教育課 幼児教育課

4 安心して子どもを育てられるまちづくり

(1) まちの安全性の確保

【現状】

近年、都市化の進展や市民のライフスタイルの多様化などに伴う地域の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。

また、インターネットの急速な普及による情報の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取組も急務となっています。

【課題】

子どもを犯罪などの被害から守るためにも、地域の子どもの見守りと声かけや地域におけるパトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる家など、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

また、子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加することが考えられるため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていく必要があります。

【施策の方向性】

○子どもへの見守りや声かけ、パトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる家など、地域ぐるみによる防犯活動の充実に努めます。

○子どもに対する交通安全教育の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	子どもを守る防犯体制の強化	保育園・幼稚園での防犯カメラの適切な運用と小・中学校内の整備に取り組み、不審者から園児、児童生徒を守る環境づくりを進めます。また、防災無線による防犯情報の周知の徹底、子どもがいつでも助けを求められる家「子ども110番の家」「いるかのお家」の拡充、地域マップの配布等を実施し、地域住民との情報交換を密に行いながら、子どもを守る地域ぐるみの防犯体制を構築していきます。	幼児教育課 教育総務課 学校教育課 危機管理課 新居支所
2	地域による声掛け運動の推進	朝夕の声掛け等により、地域の大人に子どもとの積極的な関わりを促す「声掛け運動」を推進します。	危機管理課
3	防犯灯の設置の推進	夕方・夜間に子どもが安全に通行できるよう防犯灯の設置を進めます。	危機管理課
4	道路環境の整備	見通しの悪い道路やカーブへのカーブミラーの設置等、緊急度や地域状況等を勘案し、安全な道路整備を進めていきます。	土木管理課



(2) 子どもが安心して遊べる居場所の確保

【現状】

家庭や学校だけでなく、地域も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。

しかし、少子化等の社会情勢の影響によるテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。

こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくさせるだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子どもの人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

【課題】

子どもが遊びを通して、地域の人々との交流や地域活動等への関わりを持つとともに、子どもたちが仲間同士でのびのびと、安心して利用できる場を確保することが必要です。

【施策の方向性】

○子どもたちが、のびのびと安心して利用できるよう、公園や広場などの施設の安全管理に努めます。

○子どもたちが、雨天でものびのびと遊べる場所の確保に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	遊びの広場の利用促進	子育て支援センター、健康福祉センターの「遊びの広場」を開放し、開放時間・曜日の検討、幅広い年齢の子ども利用を目的とする設置遊具の拡充・整備等を検討します。	子育て支援課 (支援センター) 健康増進課
2	公園の安全管理	子どもたちが、安全で快適に公園を利用できるよう、定期的な遊具の点検等を行います。	土木管理課

(3) ゆとりある住環境の整備

【現状】

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。

また、子どもが健やかに成長するためには、良好な居住環境を整備し、快適に生活できるまちづくりが重要です。

【課題】

子育て世帯の多様なニーズに対応した住宅の供給を促進するとともに、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向性】

○子育て世帯の多様なニーズに対応した住宅の供給を促進するため、情報提供等の充実を図ります。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	湖西勤労者住宅利子補給制度の充実	土地、住宅の購入等を希望する勤労者に借受金の利子の一部を補給し、ゆとりを持てる住まいづくりを支援します。	商工観光課
2	市営住宅の効率的な供給の推進	少子高齢化に対応した市営住宅の効率的な供給を推進し、世帯の状況に応じ入居ができるよう努めます。	建築住宅課

第6章 推進体制

1 市民及び関係団体等との連携による推進

本計画の推進にあたっては、保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の周知の推進

広報紙、ホームページ等で事業計画の内容等の情報を公表し、市民へ子育て支援サービスの周知を図り、地域ぐるみの子育て意識の高揚に努めます。

3 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、「湖西市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。また、必要に応じて計画期間の中間年度を目安に見直しを行います。



資料編

1 子ども・子育て会議条例

○湖西市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 2 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初にかかれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属等	備考
柴田 俊一	常葉大学	会長
名倉 美知子	私立保育園	副会長
小池 六法	湖西市立公立幼稚園PTA連絡協議会	
野村 匠	アスモ株式会社	
小笠原 悟枝	ヤマハ発動機労働組合	
白井 祐子	認定こども園	
彦坂 晶子	放課後児童クラブ	
倉田 栲子	NPO 法人なろっぷスクール	
神谷 尚世	NPO 法人ポレポレ	
中村 清彦	湖西市校長会	
片山 恵子	湖西市民生委員・児童委員協議会	
土屋 正征	湖西市社会福祉協議会	
吉田 昌代	湖西市母子寡婦福祉会	
豊田 千佳	一般公募	
都筑 万由美	一般公募	

3 策定経過

時 期	内 容
平成 25 年 12 月 2 日	第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・湖西市子ども・子育て会議運営要領について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・スケジュールについて ・湖西市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
平成 25 年 12 月 24 日	第 2 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・湖西市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
平成 26 年 1 月 17 日 ～1 月 28 日	アンケート調査の実施
平成 26 年 3 月 28 日	第 3 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・湖西市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査集計結果について ・子ども・子育て支援事業計画骨子案について
平成 26 年 6 月 25 日	第 4 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・湖西市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果最終報告 ・子ども・子育て支援事業計画素案（第 1 章～第 3 章）について ・新制度に係る条例の制定について
平成 26 年 8 月 18 日	第 5 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案（第 3 章～第 6 章）について
平成 26 年 10 月 2 日	第 6 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案（第 1 章～第 6 章）について ・利用者負担額等について
平成 26 年 12 月 1 日 ～12 月 22 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 30 日	第 7 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・湖西市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントについて ・湖西市子ども・子育て支援事業計画（案）の承認について